

令和5年度第1回  
小金井市緑地保全対策審議会  
議案

令和5年度 第1回 小金井市緑地保全対策審議会

日 時：令和5年10月18日（水）  
午前9時30分

場 所：小金井市役所第二庁舎8階801会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 委員紹介（資料1）

4 事務局紹介

5 会長・副会長互選

6 議事

- (1) 令和5年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）（資料2～4）
- (2) 令和4年度みどりの基本計画実施計画について（資料5・6）
- (3) 小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について（資料7）

7 報告事項

- (1) 市立公園等及び環境楽習館の指定管理者の指定について（資料8）
- (2) 子どもの遊び場等整備事業の実施について（資料9）

8 その他

9 閉会

【配布資料】

- 資料1 小金井市緑地保全対策審議会委員名簿  
資料2 令和5年度保全緑地の指定及び解除について  
資料3 保全緑地の制度の概要について  
資料4 保全緑地の指定の推移  
資料5 令和4年度みどりの基本計画実施計画について  
資料6 小金井しみどりの基本計画の目標値の実績  
資料7 小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について  
資料8 市立公園等及び環境楽習館の指定管理者の指定について  
資料9 子どもの遊び場等整備事業の実施について

# 緑地保全対策審議会委員名簿

資料1

(任期：令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日)

	氏名	フリガナ	性別	備考	摘要
1	小木曾 裕	コギソ ユタカ	男	平成31年4月就任 日本大学理工学部まちづくり工学科教授 (3期目)	学識経験者
2	犀川 政稔	サイカワ マサトシ	男	平成26年8月就任 国立大学法人東京学芸大学名誉教授 (5期目)	学識経験者
3	松嶋 あおい	マツシマ アオイ	女	令和5年8月就任(※2) 農業委員会会長職務代理 (1期目)	学識経験者
4	三浦 貞夫	ミウラ サダオ	男	令和5年4月就任 東京都多摩環境事務所自然環境課長 (1期目)	学識経験者
5	笠原 謙次	カサハラ ケンジ	男	令和3年4月就任 (2期目)	緑化団体等に 属する者
6	小谷 俊哉	コタニ トシヤ	男	令和5年4月就任 (1期目)	緑化団体等に 属する者
7	尾路 紀恵	オロ ミチエ	女	令和3年4月就任 (2期目)	公募選定者
8	亀山 久美子	カメヤマ クミコ	女	令和5年4月就任 (1期目)	公募選定者
9	田村 恵子	タムラ ケイコ	女	令和3年4月就任 (2期目)	公募選定者
10	平野 武	ヒラノ タケシ	男	令和5年4月就任 (1期目)	公募選定者

※1 各選出区分ごと、50音順（敬称省略）としている。

※2 松嶋あおい氏のみ任期を令和5年8月31日からを始期とする。

令和5年度保全緑地の指定及び解除について

1 令和5年度保全緑地の指定について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第6条に基づき、指定の申請があった保全緑地について、次のように指定する。

(1) 環境緑地

内 容	申 請	指 定	備 考
件 数	2件	1件	更新1件、新規1件
面 積	1,368.07㎡	952㎡	申請1,368.07㎡(3筆)

(2) 公共緑地

該当なし

(3) 保存樹木

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	29件	28件	更新25件、新規3件
本 数	334本	313本	更新294本、新規19本

(4) 保存生け垣

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	70件	68件	更新61件、新規7件
延 長	1,763.9m	1,905.3m	更新1,792.0m、新規113.3m

2 令和4年度保全緑地の解除について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第13条に基づき、解除の申出があった保全緑地について、次のように解除する。

(1) 公共緑地

解 除 内 容	備 考
件 数	3件 5筆
面 積	3,094.51㎡ —

(2) 保存樹木

解 除 内 容	備 考
件 数	8件 —
本 数	33本 —

(3) 保存生け垣

解 除 内 容	備 考
件 数	4件 —
延 長	53m —

3 令和5年度保全緑地総括表（令和元年度～令和5年度）

(1) 環境緑地

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
件 数	4	3	0	0	1	8
筆 数	6	20	0	0	1	27
面 積 ( m <sup>2</sup> )	5,236.83	40,692.93	0.00	0.00	952.00	46,881.76
うち国分寺崖線の件数	1	1	0	0	0	2
国分寺崖線の筆数	1	13	0	0	0	14
国分寺崖線の面積 (m <sup>2</sup> )	2,664.00	37,956.16	0.00	0.00	0.00	40,620.16

(2) 公共緑地

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
件 数	0	0	0	0	0	0
筆 数	0	0	0	0	0	0
面 積 ( m <sup>2</sup> )	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 保存樹木

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
件 数	24	6	3	12	28	73
所 有 者 数	19	6	3	12	28	68
本 数 ( 本 )	344	30	6	70	313	763

(4) 保存生け垣

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
件 数	25	15	9	37	68	154
所 有 者 数	25	15	9	37	68	154
延 長 ( m )	965.00	352.20	174.00	927.70	1,905.30	4,324.20
奨励金対象延長 (m)	669.00	320.00	174.00	825.00	1,685.00	3,673.00

4 令和5年度 保全緑地 指定等一覧

(1) 環境緑地

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の1)

環境保全緑地については、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団(農地上にあるものを除く。)で、その集団の存する土地の面積がおおむね300平方メートル以上で面的なつながりのあること。

No	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	地目	現況	指定区分	申請面積(m <sup>2</sup> )	指定面積(m <sup>2</sup> )	備考
1	30	1	貫井南町二丁目313番	宅地	雑木林	更新	952.00	952.00	
2	-	-	中町一丁目1380番2	山林	雑木林・宅地	-	84.34	0.00	敷地内の一部が宅地化されており、樹木の集団の面積が300m <sup>2</sup> に満たないため新規指定しない
			中町一丁目1380番7	山林	雑木林・宅地	-	331.73	0.00	

合計

1,368.07      952.00

## (2) 保存樹木（樹木別一覧）

（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の2）保存樹木については、次のいずれかに該当すること。

ア 地上1.5メートルの高さにおける幹周が1.0メートル以上であること。

イ 高さが10メートル以上であること。

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)		
					18	-	B	-					
1	1	梶野町1丁目4番	更新	1	18	-	B	-	12	ケヤキ	343	28	
	2		更新	1	18	-	B	-	9	ケヤキ	258	17	
	3		更新	1	18	-	B	-	911	カヤ	156	12	
	4		更新	1	18	-	B	-	912	サワラ	140	15	
	5		更新	1	18	-	B	-	913	サワラ	168	15	
2	1	梶野町3丁目2番	更新	1	18	-	B	-	1	ソメイヨシノ	383	10	
3	1	梶野町3丁目12番	更新	1	18	-	B	-	33	シラカシ	245	22	
	2		更新	1	18	-	B	-	27	ケヤキ	251	24	
	3		更新	1	18	-	B	-	903	ケヤキ	309	28	
	4		更新	1	18	-	B	-	24	ムクノキ	185	25	
	5		更新	1	18	-	B	-	25	ムクノキ	173	23	
	6		更新	1	18	-	B	-	34	ケヤキ	134	17	
	7		更新	1	18	-	B	-	65	ヒヨクヒバ	244	9	
	8		更新	1	18	-	B	-	902	ケヤキ	266	22	
	9		更新	1	18	-	B	-	64	ケヤキ	294	20	
	10		更新	1	18	-	B	-	72	シラカシ	259	18	
	11		更新	1	18	-	B	-	907	カキ	148	6	
	12		更新	1	18	-	B	-	905	ケヤキ	229	22	
	13		更新	1	18	-	B	-	5	シラカシ	235	16	
	14		更新	1	18	-	B	-	6	シラカシ	152	13	
	15		更新	1	18	-	B	-	7	ムクノキ	145	14	
	16		更新	1	18	-	B	-	8	ケヤキ	149	22	
4	1	関野町1丁目1番	-	-	18	-	C	-	448	アラカシ			伐採
	2		-	-	18	-	C	-	449	アラカシ			伐採
	3		更新	1	18	-	C	-	441	ケヤキ	212	13	
	4		更新	1	18	-	C	-	2	フェニックス	175	5	
5	1	関野町1丁目2番	更新	1	18	-	C	-	900	シラカシ	150	10	
	2		更新	1	18	-	C	-	89	シラカシ	100	10	
	3		更新	1	18	-	C	-	90	シラカシ	101	10	
	4		更新	1	18	-	C	-	91	シラカシ	118	10	
6	1	緑町4丁目16番	更新	1	18	-	D	-	105	ケヤキ	310	20	
	2		更新	1	18	-	D	-	104	ケヤキ	287	20	
7	1	中町1丁目7番	更新	1	18	-	E	-	110	ケヤキ	188	8	
	2		更新	1	18	-	E	-	905	ケヤキ	215	10	
8	1	中町1丁目8番	更新	1	18	-	E	-	112	ケヤキ	200	14	
	2		更新	1	18	-	E	-	114	ソメイヨシノ	223	6	
	3		更新	1	18	-	E	-	113	シラカシ	169	8	
9	1	中町1丁目9番	更新	1	18	-	E	-	187	タイサンボク	221	6	

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)	
10	1	中町1丁目11番	更新	1	18	-	E	-	117	ケヤキ	351	28
	2		更新	1	18	-	E	-	901	ケヤキ	334	26
	3		更新	1	18	-	E	-	902	ケヤキ	237	22
	4		更新	1	18	-	E	-	903	ケヤキ	337	27
	5		更新	1	18	-	E	-	121	シラカシ	292	22
	6		更新	1	18	-	E	-	122	シラカシ	152	17
	7		更新	1	18	-	E	-	123	ケヤキ	233	26
	8		更新	1	18	-	E	-	125	シラカシ	262	28
	9		更新	1	18	-	E	-	126	シラカシ	108	7
	10		更新	1	18	-	E	-	127	シラカシ	235	25
	11		更新	1	18	-	E	-	128	ケヤキ	293	25
	12		更新	1	18	-	E	-	129	ケヤキ	135	25
	13		更新	1	18	-	E	-	130	イヌシデ	161	20
	14		更新	1	18	-	E	-	131	ケヤキ	143	20
	15		更新	1	18	-	E	-	132	シラカシ	180	20
	16		更新	1	18	-	E	-	133	シラカシ	186	19
	17		更新	1	18	-	E	-	134	シラカシ	183	18
	18		更新	1	18	-	E	-	135	ケヤキ	300	25
11	1	中町1丁目13番	更新	1	18	-	E	-	137	クヌギ	235	14
12	1	中町4丁目6番	更新	1	18	-	E	-	153	ケヤキ	281	19
	2		更新	1	18	-	E	-	152	サワラ	173	11
	3		更新	1	18	-	E	-	150	サワラ	126	11
	4		更新	1	18	-	E	-	151	イチョウ	217	11
	5		更新	1	18	-	E	-	208	タギョウシヨウ	165	5
	6		更新	1	18	-	E	-	155	アカマツ	174	13
13	1	中町4丁目13番	更新	1	18	-	E	-	3	クスノキ	237	12
	2		更新	1	18	-	E	-	4	ケヤキ	326	13
	3		更新	1	18	-	E	-	5	ケヤキ	284	23
	4		更新	1	18	-	E	-	6	シラカシ	227	18
	5		更新	1	18	-	E	-	7	シラカシ	234	18
	6		更新	1	18	-	E	-	8	ムクノキ	252	16
	7		更新	1	18	-	E	-	9	ムクノキ	226	16
	8		更新	1	18	-	E	-	11	アラカシ	393	15
	9		更新	1	18	-	E	-	12	サワラ	164	13
	10		更新	1	18	-	E	-	1020	シダレザクラ	188	6
14	1	前原町3丁目20番	更新	1	18	-	F	-	191	メタセコイヤ	235	12



整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)			
15	1	前原町3丁目40番	更新	1	18	-	F	-	217	ケヤキ	282	25		
	2		更新	1	18	-	F	-	218	ケヤキ	256	25		
	3		更新	1	18	-	F	-	216	シラカシ	115	15		
	4		更新	1	18	-	F	-	215	ケヤキ	255	25		
	5		更新	1	18	-	F	-	213	ケヤキ	247	25		
	6		更新	1	18	-	F	-	212	ケヤキ	178	25		
	7		更新	1	18	-	F	-	211	ケヤキ	257	25		
	8		更新	1	18	-	F	-	210	ケヤキ	192	25		
	9		更新	1	18	-	F	-	231	スギ	140	20		
	10		更新	1	18	-	F	-	208	イチョウ	239	25		
	11		-	-	-	18	-	F	-	203	シラカシ			伐採
	12		更新	1	18	-	F	-	198	ケヤキ	179	23		
	13		更新	1	18	-	F	-	199	ケヤキ	297	20		
	14		更新	1	18	-	F	-	586	アラカシ	183	24		
	15		更新	1	18	-	F	-	585	ケヤキ	280	25		
	16		-	-	-	18	-	F	-	201	イチョウ			伐採
	17		更新	1	18	-	F	-	207	カヤ	174	18		
	18		更新	1	18	-	F	-	206	ケヤキ	187	17		
	19		更新	1	18	-	F	-	205	ケヤキ	250	23		
	20		更新	1	18	-	F	-	204	ケヤキ	200	17		
	21		更新	1	18	-	F	-	220	スギ	138	17		
	22		更新	1	18	-	F	-	219	スギ	191	17		
	23		更新	1	18	-	F	-	221	サワラ	151	20		
	24		更新	1	18	-	F	-	223	トウカエデ	238	15		
	25		更新	1	18	-	F	-	688	モチノキ	295	13		
	26		更新	1	18	-	F	-	225	シラカシ	258	20		
	27		更新	1	18	-	F	-	226	タイサンボク	224	14		
	28		更新	1	18	-	F	-	228	シラカシ	207	12		
	29		更新	1	18	-	F	-	229	シラカシ	226	12		
	30		更新	1	18	-	F	-	230	シラカシ	195	12		
16	1	前原町4丁目22番	更新	1	18	-	F	-	594	アラカシ	158	14		
	2		更新	1	18	-	F	-	600	アラカシ	149	14		
	3		更新	1	18	-	F	-	598	アラカシ	156	14		
	4		更新	1	18	-	F	-	596	アラカシ	187	14		
	5		更新	1	18	-	F	-	592	アラカシ	145	14		
17	1	本町5丁目38番	更新	1	18	-	G	-	273	ムクロジ	250	12		
	2		更新	1	18	-	G	-	277	ケヤキ	183	7		
	3		更新	1	18	-	G	-	275	シラカシ	167	7		
	4		更新	1	18	-	G	-	897	シラカシ	147	7		

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)		
	1	桜町2丁目1番	更新	1	18	-	H	-	378	シラカシ	256	24	
	2		更新	1	18	-	H	-	383	スダジイ	288	16	
	3		更新	1	18	-	H	-	425	アカマツ	142	13	
	4		更新	1	18	-	H	-	412	ケヤキ	146	21	
	5		更新	1	18	-	H	-	411	イヌシデ	166	21	
	6		更新	1	18	-	H	-	408	スダジイ	151	18	
	7		更新	1	18	-	H	-	830	ヤマザクラ	170	10	
	8		-	-	18	-	H	-	406	スダジイ			伐採
	9		更新	1	18	-	H	-	409	スダジイ	169	18	
	10		更新	1	18	-	H	-	405	シラカシ	250	25	
	11		更新	1	18	-	H	-	404	スダジイ	138	12	
	12		更新	1	18	-	H	-	401	ヤマザクラ	159	14	
	13		-	-	18	-	H	-	422	ヤマザクラ			伐採
	14		更新	1	18	-	H	-	898	ケヤキ	253	24	
	15		更新	1	18	-	H	-	416	ケヤキ	132	12	
	16		-	-	18	-	H	-	420	ケヤキ	85	7	指定基準未滿
	17		更新	1	18	-	H	-	396	ケヤキ	149	20	
	18		更新	1	18	-	H	-	395	ケヤキ	201	22	
	19		更新	1	18	-	H	-	394	ケヤキ	200	22	
	20		更新	1	18	-	H	-	398	シラカシ	217	25	
	21		更新	1	18	-	H	-	391	アカマツ	111	15	
	22		更新	1	18	-	H	-	386	ヤマザクラ	185	18	
	23		更新	1	18	-	H	-	389	サワラ	159	17	
	24		更新	1	18	-	H	-	388	サワラ	143	17	
	25		更新	1	18	-	H	-	1	コナラ	172	18	
	26		更新	1	18	-	H	-	399	サワラ	204	21	
	27		更新	1	18	-	H	-	402	イヌシデ	160	18	
	28		更新	1	18	-	H	-	329	ムクノキ	151	20	
	29		-	-	18	-	H	-	324	イロハモミジ			伐採
	30		更新	1	18	-	H	-	323	ユリノキ	295	27	
	31		更新	1	18	-	H	-	322	ソメイヨシノ	206	21	
	32		更新	1	18	-	H	-	321	イロハモミジ	124	14	
	33		更新	1	18	-	H	-	319	スダジイ	95	13	
	34		更新	1	18	-	H	-	318	スダジイ	123	12	
	35		更新	1	18	-	H	-	320	スダジイ	123	14	
	36		更新	1	18	-	H	-	316	スダジイ	148	13	
	37		更新	1	18	-	H	-	317	スダジイ	184	20	
	38		更新	1	18	-	H	-	732	イヌシデ	197	21	
	39		更新	1	18	-	H	-	313	サワラ	234	23	
	40		-	-	18	-	H	-	314	ケヤキ			伐採

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)			
18	41		更新	1	18	-	H	-	311	イロハモミジ	113	14		
	42		更新	1	18	-	H	-	312	ユリノキ	334	28		
	43		更新	1	18	-	H	-	310	イロハモミジ	94	13		
	44		更新	1	18	-	H	-	900	アカマツ	139	27		
	45			-	-	18	-	H	-	901	アカマツ			伐採
	46			-	-	18	-	H	-	308	アカマツ			伐採
	47			更新	1	18	-	H	-	309	シラカシ	137	20	
	48			更新	1	18	-	H	-	902	ケヤキ	202	30	
	49			更新	1	18	-	H	-	903	ケヤキ	212	28	
	50			-	-	18	-	H	-	305	ケヤキ			伐採
	51			更新	1	18	-	H	-	904	ケヤキ	213	23	
	52			更新	1	18	-	H	-	303	ケヤキ	148	15	
	53			更新	1	18	-	H	-	302	ケヤキ	160	14	
	54			更新	1	18	-	H	-	301	ケヤキ	118	14	
	55			更新	1	18	-	H	-	299	ケヤキ	178	14	
	56			更新	1	18	-	H	-	300	シラカシ	95	10	
	57			更新	1	18	-	H	-	905	ケヤキ	137	18	
	58			更新	1	18	-	H	-	297	サワラ	146	20	
	59			更新	1	18	-	H	-	713	ムクノキ	140	19	
	60			更新	1	18	-	H	-	295	サワラ	228	19	
	61			更新	1	18	-	H	-	362	ヒマラヤスギ	253	30	
	62			更新	1	18	-	H	-	360	ヒマラヤスギ	277	30	
	63			更新	1	18	-	H	-	361	ヒマラヤスギ	264	30	
	64			更新	1	18	-	H	-	359	イロハモミジ	136	12	
	65			更新	1	18	-	H	-	358	イロハモミジ	137	13	
	66			更新	1	18	-	H	-	353	スダジイ	146	18	
	67			更新	1	18	-	H	-	352	スダジイ	250	18	
	68			-	-	18	-	H	-	351	サワラ			伐採
	69			-	-	18	-	H	-	348	サワラ			伐採
	70			更新	1	18	-	H	-	347	サワラ	133	17	
71			更新	1	18	-	H	-	345	スダジイ	202	18		
72			更新	1	18	-	H	-	344	スダジイ	151	18		
73			更新	1	18	-	H	-	343	スダジイ	201	19		
74			更新	1	18	-	H	-	342	スダジイ	144	19		
75			更新	1	18	-	H	-	326	ムクノキ	146	18		
76			更新	1	18	-	H	-	744	ホオノキ	123	16		
77			更新	1	18	-	H	-	328	サワラ	306	24		
78			更新	1	18	-	H	-	339	アカマツ	193	18		
79			更新	1	18	-	H	-	332	サワラ	188	20		
80			更新	1	18	-	H	-	335	スダジイ	200	20		

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)		
	81		更新	1	18	-	H	-	334	サワラ	171	20	
	82		更新	1	18	-	H	-	338	スダジイ	146	15	
	83		更新	1	18	-	H	-	3	アカマツ	162	16	
	84		更新	1	18	-	H	-	4	イロハモミジ	114	10	
	85		更新	1	18	-	H	-	5	ヤマザクラ	130	13	
	86		更新	1	18	-	H	-	355	アカマツ	171	17	
	87		更新	1	18	-	H	-	2	イロハモミジ	113	8	
	88		-	-	18	-	H	-	350	サワラ			伐採
	89		更新	1	18		H		340	スダジイ	164	17	
	90		更新	1	18		H		341	スダジイ	173	20	
19	1	桜町3丁目6番	更新	1	18	-	H	-	908	ケヤキ	223	22	
	2		更新	1	18	-	H	-	428	ケヤキ	183	22	
	3		更新	1	18	-	H	-	429	イチョウ	338	22	
	4		更新	1	18	-	H	-	430	ケヤキ	258	22	
	5		更新	1	18	-	H	-	431	シラカシ	150	17	
	6		更新	1	18	-	H	-	433	シラカシ	208	21	
	7		更新	1	18	-	H	-	909	ケヤキ	179	18	
	8		更新	1	18	-	H	-	435	ケヤキ	213	22	
	9		更新	1	18	-	H	-	436	ケヤキ	175	23	
	10		更新	1	18	-	H	-	910	ケヤキ	185	20	
	11		-	-	18	-	H	-	432	シラカシ			伐採
	12		更新	1	18	-	H	-	10	ケヤキ	172	20	
	13		更新	1	18	-	H	-	11	ケヤキ	189	22	
	14		更新	1	18	-	H	-	25	ケヤキ	135	20	
	15		更新	1	18	-	H	-	13	ケヤキ	133	16	
	16		更新	1	18	-	H	-	14	ケヤキ	267	20	
	17		更新	1	18	-	H	-	16	ケヤキ	143	20	
	18		更新	1	18	-	H	-	17	ケヤキ	143	22	
	19		-	-	18	-	H	-	18	ケヤキ			伐採
	20		更新	1	18	-	H	-	19	エノキ	204	18	
	21		更新	1	18	-	H	-	20	ケヤキ	131	22	
	22		更新	1	18	-	H	-	12	ケヤキ	177	20	
	23		-	-	18	-	H	-	21	ケヤキ			伐採
	24		更新	1	18	-	H	-	22	ケヤキ	144	20	
	25		更新	1	18	-	H	-	23	ケヤキ	156	20	
	26		更新	1	18	-	H	-	24	ケヤキ	127	20	

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)	
20	1	貫井北町5丁目21番	-	-	18	-	I	-	899	ケヤキ		伐採
	2		更新	1	18	-	I	-	447	シラカシ	210	22
	3		更新	1	18	-	I	-	448	シラカシ	274	23
	4		更新	1	18	-	I	-	449	シラカシ	217	26
	5		更新	1	18	-	I	-	451	ケヤキ	162	22
	6		更新	1	18	-	I	-	452	ケヤキ	213	22
	7		更新	1	18	-	I	-	453	ケヤキ	185	22
	8		更新	1	18	-	I	-	454	ケヤキ	203	22
	9		更新	1	18	-	I	-	457	ケヤキ	226	14
	10		更新	1	18	-	I	-	458	ケヤキ	263	23
	11		更新	1	18	-	I	-	460	ケヤキ	291	23
	12		更新	1	18	-	I	-	462	ケヤキ	278	25
	13		更新	1	18	-	I	-	464	ケヤキ	397	25
	14		更新	1	18	-	I	-	463	ケヤキ	275	23
	15		更新	1	18	-	I	-	466	ケヤキ	272	25
	16		更新	1	18	-	I	-	909	ケヤキ	306	25
	17		更新	1	18	-	I	-	472	ケヤキ	233	18
	18		更新	1	18	-	I	-	468	ケヤキ	269	21
	19		更新	1	18	-	I	-	461	シラカシ	220	23
	20		更新	1	18	-	I	-	908	イヌマキ	170	15
21	1	貫井南町2丁目1番	-	-	18	-	J	-	499	カヤ		伐採
	2		更新	1	18	-	J	-	502	シラカシ	195	8
	3		更新	1	18	-	J	-	503	シラカシ	137	5
	4		-	-	18	-	J	-	506	シラカシ		伐採
	5		更新	1	18	-	J	-	507	シラカシ	253	28
	6		更新	1	18	-	J	-	510	ケヤキ	297	25
	7		更新	1	18	-	J	-	509	シラカシ	186	22
22	1	貫井南町2丁目10番	更新	1	18	-	J	-	543	ケヤキ	120	22
	2		更新	1	18	-	J	-	549	ケヤキ	219	25
	1	中町2丁目24番	更新	1	18	-	E	-	1024	ケヤキ	206	14
	2		更新	1	18	-	E	-	1025	アカマツ	192	13
	3		更新	1	18	-	E	-	1026	イチョウ	226	14
	4		更新	1	18	-	E	-	1027	イチョウ	255	14
	5		更新	1	18	-	E	-	1028	イチョウ	216	14
	6		更新	1	18	-	E	-	1029	イチョウ	204	14
	7		更新	1	18	-	E	-	1030	イチョウ	259	14
	8		更新	1	18	-	E	-	1031	イチョウ	262	14
	9		更新	1	18	-	E	-	1032	イチョウ	275	14
	10		更新	1	18	-	E	-	1033	イチョウ	236	14
	11		更新	1	18	-	E	-	1034	イチョウ	212	14
	12		更新	1	18	-	E	-	1035	イチョウ	233	14
	13		更新	1	18	-	E	-	1036	イチョウ	222	14
	14		更新	1	18	-	E	-	1037	イチョウ	287	14
	15		更新	1	18	-	E	-	1038	イチョウ	218	14

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)		
23	16		更新	1	18	-	E	-	1039	イチョウ	278	14	
	17		更新	1	18	-	E	-	1040	イチョウ	273	14	
	18		更新	1	18	-	E	-	1041	イチョウ	201	14	
	19		更新	1	18	-	E	-	1042	イチョウ	206	14	
	20		更新	1	18	-	E	-	1043	イチョウ	209	14	
	21		更新	1	18	-	E	-	1044	イチョウ	129	14	
	22		更新	1	18	-	E	-	1045	イチョウ	163	14	
	23		更新	1	18	-	E	-	1046	イチョウ	249	14	
	24		更新	1	18	-	E	-	1047	イチョウ	173	14	
	25		更新	1	18	-	E	-	1048	イチョウ	228	14	
	26		更新	1	18	-	E	-	1049	イチョウ	224	14	
	27		更新	1	18	-	E	-	1050	イチョウ	217	14	
	28		更新	1	18	-	E	-	1051	イチョウ	170	14	
	29		更新	1	18	-	E	-	1052	イチョウ	197	14	
	30		更新	1	18	-	E	-	1053	イチョウ	151	14	
	31		更新	1	18	-	E	-	1054	イチョウ	180	14	
	32		更新	1	18	-	E	-	1055	イチョウ	190	14	
	33		更新	1	18	-	E	-	1056	イチョウ	175	14	
	34		更新	1	18	-	E	-	1057	イチョウ	178	14	
	35		更新	1	18	-	E	-	1058	イチョウ	157	14	
	36		更新	1	18	-	E	-	1059	イチョウ	169	14	
	37		更新	1	18	-	E	-	1060	イチョウ	202	14	
	38		更新	1	18	-	E	-	1061	イチョウ	150	14	
	39		更新	1	18	-	E	-	1062	イチョウ	182	14	
40		更新	1	18	-	E	-	1063	イチョウ	178	14		
41		更新	1	18	-	E	-	1064	イチョウ	234	14		
42		更新	1	18	-	E	-	1065	イチョウ	194	14		
43		更新	1	18	-	E	-	1066	イチョウ	178	14		
44		更新	1	18	-	E	-	1067	ケヤキ	195	14		
24	1	前原町3丁目37番	更新	1	18	-	F	-	1068	ヤマザクラ	140	10	
	2		更新	1	18	-	F	-	1070	コナラ	170	12	
	3		更新	1	18	-	F	-	1071	コナラ	147	11	
	4		更新	1	18	-	F	-	1072	アカマツ	147	13	
	5		更新	1	18	-	F	-	1073	ヤマザクラ	142	10	
	6		-	-	18	-	F	-	1075	コナラ			伐採
	7		更新	1	18	-	F	-	1076	ヤマザクラ	134	11	
	8		更新	1	18	-	F	-	1077	コナラ	144	12	
	9		更新	1	18	-	F	-	1078	ヤマザクラ	133	12	
	10		更新	1	18	-	F	-	1080	コナラ	125	12	
	11		更新	1	18	-	F	-	1081	コナラ	112	11	
	12		更新	1	18	-	F	-	1082	コナラ	109	13	
25	1	前原町1丁目14番	更新	1	18	-	F	-	1083	アンズ	112	8	
	2		更新	1	18	-	F	-	1084	トウネズミモチ	105	10	

整理 番号	番号	所在地（小金井市）	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)	
26	1	貫井南町2丁目1番	新規	1					ケヤキ	281	16	
	2		新規	1					シラカシ	153	18	
	3		新規	1					シラカシ	174	20	
	4		新規	1					メタセコイヤ	132	20	
	5		新規	1					メタセコイヤ	125	20	
	6		新規	1					ヒノキ	116	16	
	7		新規	1					ヒノキ	215	16	
	8		新規	1					ケヤキ	236	25	
	9		新規	1					ケヤキ	168	25	
	10		新規	1					ケヤキ	286	25	
	11		新規	1					ケヤキ	213	25	
	12		新規	1					ケヤキ	234	25	
	13		新規	1					ムクノキ	99	21	
	14		新規	1					ケヤキ	165	20	
	15		新規	1					シラカシ	123	20	
	16		新規	1					シラカシ	124	15	
27	1	前原町3丁目35番	新規	1					サクラ	183	6	
28	1	中町1丁目10番	新規	1					モミジ	110	7	
	2		新規	1					エノキ	111	6	
-	-	前原町1丁目14番	-	-					カキ	72	6	指定基準未満
合計				313								

(3) 保存生け垣

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の3)

保存生け垣については、次のいずれにも該当すること。

ア 1人の所有者等(条例第6条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣(以下「2人の所有者等の生け垣」という。)であって、高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度に1列以上に植栽されているもの又は1メートルにつき3本以上に1列以上に植栽されているものであること。

イ 所有者等の敷地内に設置するもの。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の申請者の敷地内に設置するものに限る。

ウ 生け垣の総延長が5メートル以上であること。

エ 生け垣と道路の間にブロック及び緑石等の遮蔽物が設置されていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。

番号	指定区分	所在地	申請延長(m)	指定延長(m)	奨励金対象延長(m)	高さ(m)	樹種	備考
1	更新	小金井市東町1丁目37番	22.0	21.6	21	1.5	イヌツゲ	
2	更新	小金井市東町2丁目22番	30.0	29.0	29	2.0	カイズカイブキ、ペニカナモチ	
3	更新	小金井市東町4丁目27番	10.0	10.4	10	1.9	カイズカイブキ	
4	更新	小金井市東町5丁目18番	31.0	32.9	32	1.5	トウダンツツジ	
5	更新	小金井市梶野町1丁目4番	15.0	15.4	15	1.6	ヒイラギ'モクセイ	
6	更新	小金井市梶野町1丁目5番	34.0	34.0	34	1.2	レッドロビン	
7	更新	小金井市梶野町3丁目2番	38.0	32.8	32	2.0	サワラ、アオキ	
8	更新	小金井市梶野町4丁目10番	68.4	68.7	50	1.1	ササ'ンカ	
9	更新	小金井市梶野町4丁目18番	13.0	13.4	13	1.9	ペニカナモチ	
10	更新	小金井市関野町1丁目2番	15.0	15.0	15	1.6	ヒイラギ'モクセイ	
11	更新	小金井市関野町2丁目6番	12.8	14.7	14	2.1	ペニカナモチ	
12	更新	小金井市関野町2丁目6番	12.2	12.4	12	1.7	ヒイラギ'モクセイ	
13	更新	小金井市緑町5丁目13番	11.0	12.0	12	2.3	レッドロビン	
14	更新	小金井市中町1丁目6番	22.0	21.4	21	2.5	カイズカイブキ	
15	更新	小金井市中町1丁目7番	14.0	14.4	14	1.8	ペニカナモチ、サワラ、サカキ	
16	更新	小金井市中町1丁目8番	39.0	69.3	50	1.2	ヒイラギ'モクセイ	
17	更新	小金井市中町1丁目11番	29.0	29.5	29	3.0	ヤブツバキ	
18	更新	小金井市中町2丁目16番	27.0	26.2	26	1.7	ヒイラギ'モクセイ、マサキ	
19	更新	小金井市中町2丁目19番	18.0	18.9	18	1.4	ペニカナモチ	
20	更新	小金井市中町4丁目5番	10.0	13.5	13	1.8	ペニカナモチ	
21	更新	小金井市中町4丁目6番	50.0	48.8	48	1.5	ヒイラギ'モクセイ	
22	更新	小金井市中町4丁目11番	12.0	12.5	12	2.4	ヒイラギ'モクセイ	
23	更新	小金井市中町4丁目11番	29.0	30.2	30	1.7	ヒイラギ'モクセイ	
24	更新	小金井市中町4丁目11番	26.0	26.6	26	1.3	ヒイラギ'モクセイ	
25	更新	小金井市中町4丁目13番	100.0	104.7	50	1.3	ヒイラギ'モクセイ、サワラ	
26	更新	小金井市中町4丁目17番	11.0	11.4	11	2.0	イヌマキ	
27	更新	小金井市前原町1丁目9番	31.0	31.4	31	1.8	サワラ	
28	更新	小金井市前原町2丁目14番	10.0	10.7	10	2.2	レッドロビン	
29	更新	小金井市前原町3丁目25番	10.8	10.8	10	1.7	ペニカナモチ	
30	更新	小金井市貫井南町1丁目5番	20.0	18.3	18	1.2	ヒイラギ'モクセイ	
31	更新	小金井市前原町4丁目6番	56.0	57.2	50	2.0	ペニカナモチ、トキワマンサク	
32	更新	小金井市前原町5丁目20番	27.0	26.6	26	1.1	ヒイラギ'モクセイ	
33	更新	小金井市本町2丁目9番	28.0	28.2	28	1.7	マサキ、イヌツゲ	
34	更新	小金井市本町3丁目1番	15.0	14.7	14	1.6	ヒイラギ'モクセイ	
35	更新	小金井市本町4丁目4番	37.0	44.6	44	1.7	イヌツゲ	



番号	指定区分	所在地	申請延長(m)	指定延長(m)	奨励金対象延長(m)	高さ(m)	樹種	備考
36	更新	小金井市本町4丁目10番	17.0	17.2	17	2.1	サワラ	
37	更新	小金井市本町4丁目18番	21.0	21.7	21	1.5	ヘニカナモチ	
38	更新	小金井市本町4丁目18番	22.2	22.5	22	2.0	カイヅカイブキ	
39	更新	小金井市本町5丁目8番	35.0	31.5	31	1.6	サワラ	
40	更新	小金井市本町5丁目38番	17.0	17.7	17	1.6	ヒイラギ'モクセイ	
41	更新	小金井市桜町1丁目15番	16.0	21.0	21	2.2	サワラ、オオムラサキツツジ'	
42	更新	小金井市貫井北町1丁目3番	33.0	32.8	32	1.9	ウバ'メガンシ、キン'モクセイ	
43	更新	小金井市貫井北町1丁目23番	52.0	51.8	50	2.0	ヒイラギ'モクセイ	
44	更新	小金井市貫井北町5丁目17番	16.0	15.8	15	1.9	ヘニカナモチ	
45	更新	小金井市貫井南町1丁目23番	25.0	25.1	25	1.5	ヒイラギ'モクセイ	
46	更新	小金井市貫井南町1丁目24番	70.0	148.5	50	1.7	ヒイラギ'モクセイ	
47	更新	小金井市貫井南町2丁目15番	18.0	15.6	15	3.0	サワラ、レッド'ロビン、ヒイラギ'モクセイ	
48	更新	小金井市貫井南町3丁目8番	13.0	18.2	18	1.8	ヘニカナモチ、ツバキ	
49	更新	小金井市貫井南町4丁目3番	17.0	22.3	22	1.2	ヒイラギ'モクセイ、ヘニ'ナトキワマンサカ	
50	更新	小金井市貫井南町4丁目18番	25.0	26.2	26	1.7	サワラ	
51	更新	小金井市貫井南町4丁目20番	13.0	12.6	12	1.7	ヘニカナモチ	
52	更新	小金井市前原町3丁目6番	75.0	73.6	50	1.8	カマクラヒバ'	
53	更新	小金井市前原町3丁目10番	14.0	19.8	19	2.2	カイヅカイブキ、ヘニカナモチ	
54	更新	小金井市前原町2丁目9番	10.0	12.0	45	2.2	ササ'ンカ	
55	更新	小金井市梶野町3丁目12番	41.0	42.8	42	1.5	キン'メツゲ'	
56	更新	小金井市貫井南町4丁目16番	34.0	38.1	38	1.5	ヒイラギ'モクセイ	
57	更新	小金井市東町4丁目31番	14.0	17.1	17	1.7	トキワマンサカ	
58	更新	小金井市中町3丁目4番	19.0	20.6	20	1.7	ドウダン'ツツジ'	
59	更新	小金井市東町2丁目10番	38.0	38.8	38	1.9	ツバキ	
60	更新	小金井市関野町1丁目1番	17.0	17.6	17	2.0	ヘニカナモチ	
61	更新	小金井市前原町3丁目10番	28.0	28.9	28	1.4	ヘニカナモチ、ヒイラギ'モクセイ、レッド'ロビン	
62	新規	小金井市前原町2丁目14番	25.0	27.8	27	1.9	ヘニカナモチ	
63	新規	小金井市貫井南町1丁目22番	15.0	14.8	14	2.4	ゴールド'ライダー	
64	新規	小金井市前原町4丁目21番	10.4	12.1	12	1.4	ビラカンサ	
65	新規	小金井市東町3丁目5番	16.5	19.8	19	2.2	エレガン'テシマ	
66	新規	小金井市桜町2丁目1番	3.0	5.3	5	2.4	クレマチス、カサ'クルマ、ツルバラ	
67	新規	小金井市中町1丁目5番	26.0	25.6	25	1.9	ヘニカナモチ、ドウダン'ツツジ'	
68	新規	小金井市緑町4丁目9番	7.6	7.9	7	1.5	イヌツゲ'	
-	-	小金井市中町3丁目4番	8.0	0	0	2.0	ドウダン'ツツジ'	ブロックが0.4m超のため指定しない
-	-	小金井市貫井北町3丁目5番	18.0	0	0	1.5	キン'モクセイ	ブロックが0.4m超のため指定しない
合計			1,763.9	1,905.3	1,685.0			

※ 奨励金対象延長は、小数点以下を切り捨てた値

5 令和4年度保全緑地解除届出一覧表

(1) 公共緑地

No	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	地目	現況	指定区分	変更前面積 (m <sup>2</sup> )	変更後面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
1	H30	1	中町四丁目1410番	畑	雑木林	解除	189	0	市立公園条例に基づく緑地として、 市が維持管理するため
2	R1	1	貫井南町三丁目604番9	畑	雑木林	解除	728	0	市立公園条例に基づく緑地として、 市が維持管理するため
			貫井南町三丁目604番13	畑	雑木林	解除	4.01	0	
3	R1	2	貫井南町三丁目604番2	山林	雑木林	解除	2,167	0	市立公園条例に基づく緑地として、 市が維持管理するため
			貫井南町三丁目558番14	山林	雑木林	解除	6.5	0	
合 計							3,094.51	0	

(2) 保存樹木

	更新年度	番号	所在地(小金井市)	解除本数 (本)	樹 種	届出日	解除内容	備 考
1	H30	7	関野町二丁目7番	1	ケヤキ	R5.1.25	全部解除	倒木の恐れがあるため
2	H30	21	本町四丁目3番	4	ケヤキ、シラカシ	R4.12.7	全部解除	敷地内の整備のため
3	H30	26	桜町二丁目1番	11	スダジイ、アカマツ、ケヤキ、他 3種	R5.2.6	一部解除	敷地内の整備のため
4	R1	21	中町一丁目10番	1	サクラ	R5.1.27	一部解除	倒木の恐れがあるため
5	R2	9	貫井南町三丁目7番	1	メタセコイヤ	R5.1.31	一部解除	敷地内の整備のため
6	R3	2	本町二丁目10番	2	ヤマザクラ、メタセコイヤ	R4.10.3	全部解除	敷地内の整備のため
7	R4	7	桜町三丁目3番	2	ケヤキ	R5.1.11 R5.2.28	全部解除	敷地内の整備のため
8	R4	9	前原町三丁目3番	11	コナラ、ヒノキ、イイギリ 他2種	R4.8.24 R4.10.3	一部解除	敷地内の整備のため
合 計				33				

(3) 保存生け垣

	更新年度	番号	所在地	長さ(m)	樹 種	届出日	解除内容	備 考
1	H30	47	本町六丁目7番	22.00	ベニカナメモチ	R4.11.15	全部解除	敷地内の整備のため
2	R1	1	東町四丁目22番	10.00	ベニカナメモチ	R5.2.26	全部解除	敷地内の整備のため
3	R2	10	本町一丁目18番	4.00	ベニカナメモチ	R5.1.19	一部解除	敷地内の整備のため
4	R4	14	本町四丁目18番	17.00	サワラ	R4.10.8	全部解除	敷地内の整備のため
合 計				53.00				

※解除届出は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのものとする。

# 環境緑地

- 指定基準

概ね 300 m<sup>2</sup>以上の保全されることが確約される樹木の集団

- 奨励金

国分寺崖線に存する環境緑地に限り、毎年度予算の範囲内で  
奨励金を交付（1 m<sup>2</sup>あたり20円として算出）

- 税の減免措置

固定資産税・都市計画税を8割減免

# 保存樹木

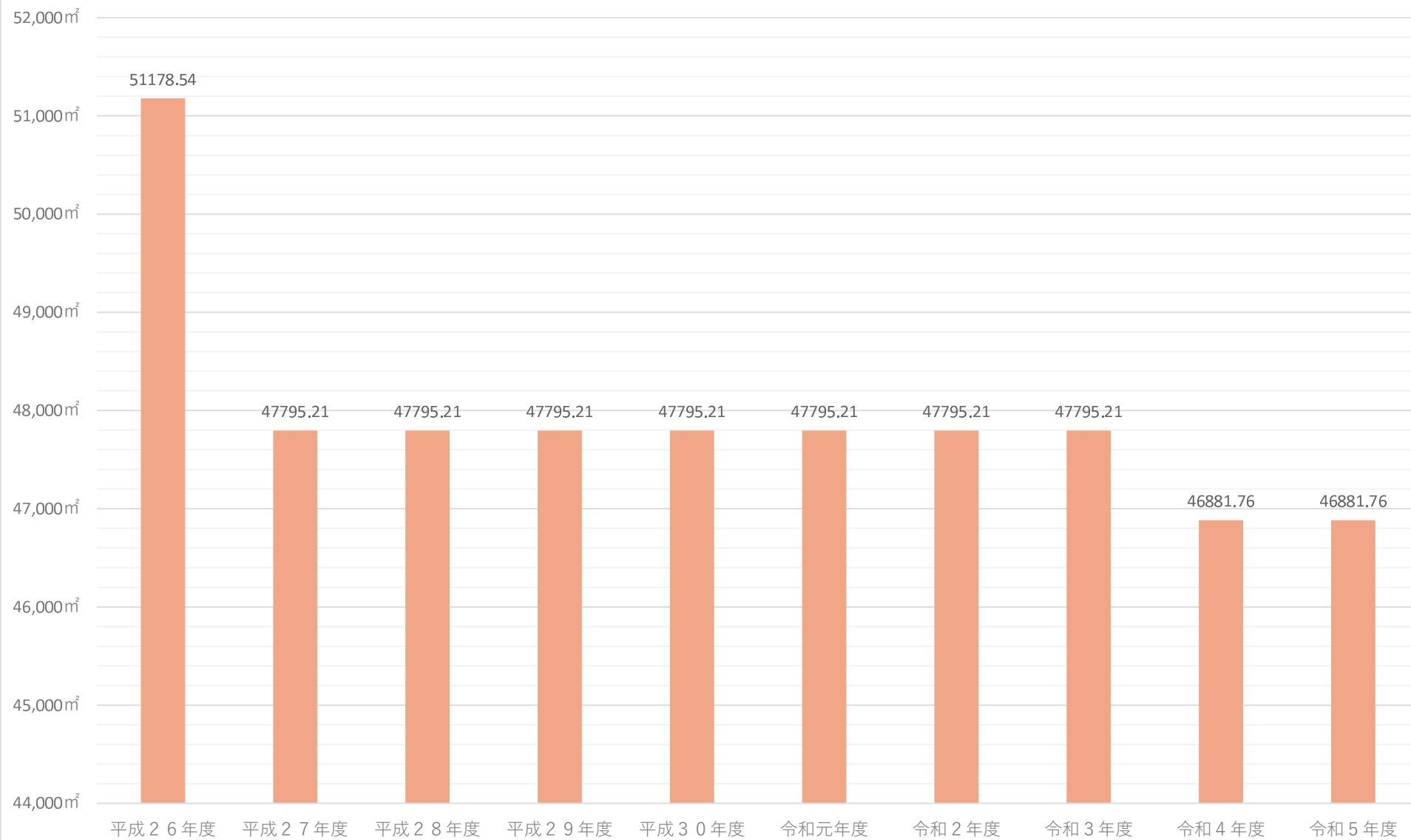
- 指定基準 (次のいずれか)
  - (1) 地上1.5m (150cm) 以上の高さにおける幹周り1.0m (100cm) 以上
  - (2) 高さが10m以上
- 奨励金  
年間1本あたり2,000円
- 税の減免措置  
なし

# 保存生け垣

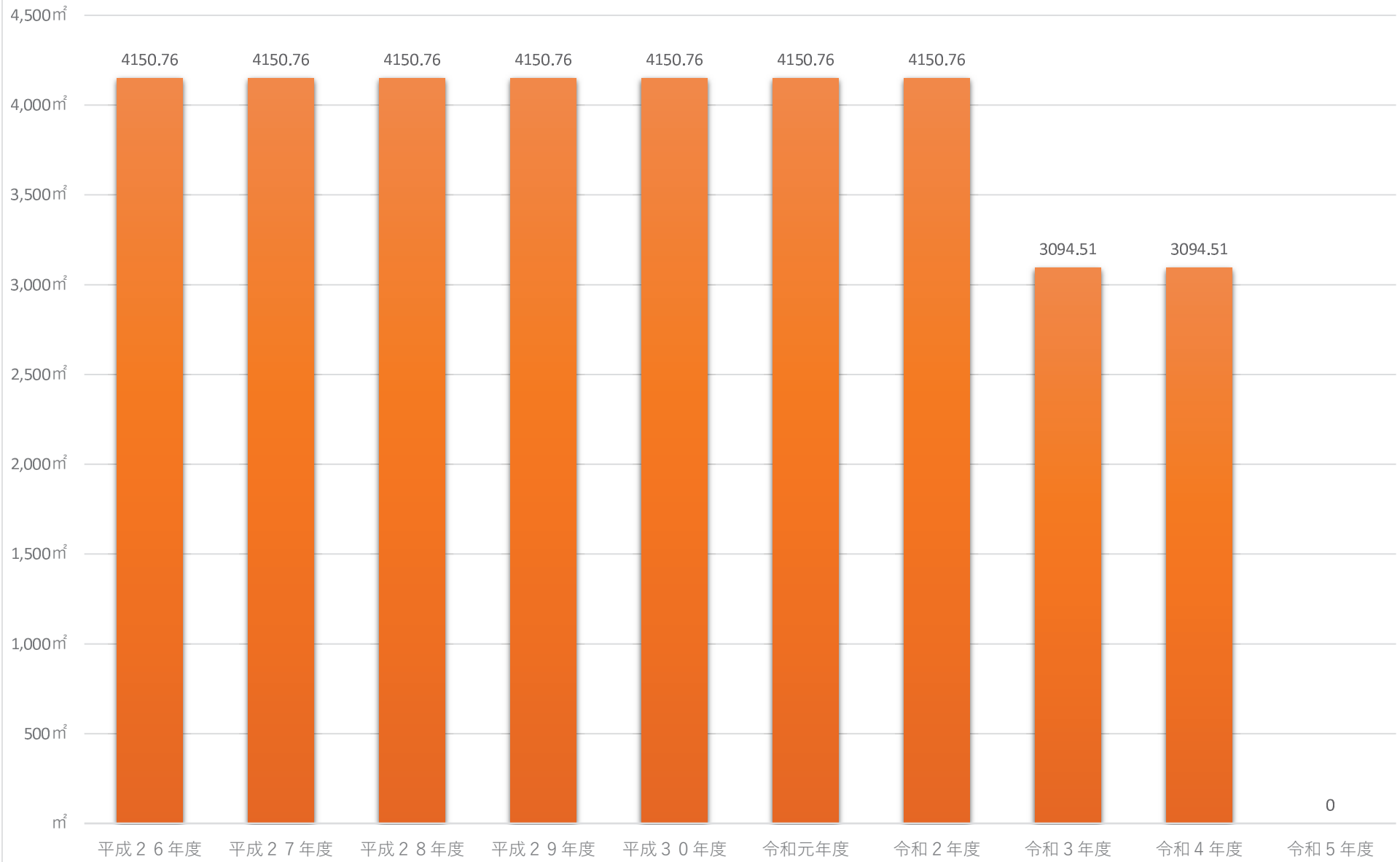
- 指定基準（次のいずれにも該当すること）
  - 1人の所有者等の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣
  - 高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度に**一列以上に植栽**されているもの**又は**1メートルにつき**3本以上に一列以上に植栽**されているものであること。
  - 所有者等の敷地内に設置するもの。  
ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の申請者の敷地内に設置するものに限る。
  - 生け垣の総延長が**5メートル以上**であること。
  - 生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。  
ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが**0.4メートル以下**であり、かつ、**堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置**できる。
- ※ 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項各号に定める指定基準によらず、保全緑地として指定することができる。
- 奨励金  
年間1mあたり300円、限度額15,000円
- 減免措置  
なし

# 環境緑地 面積推移

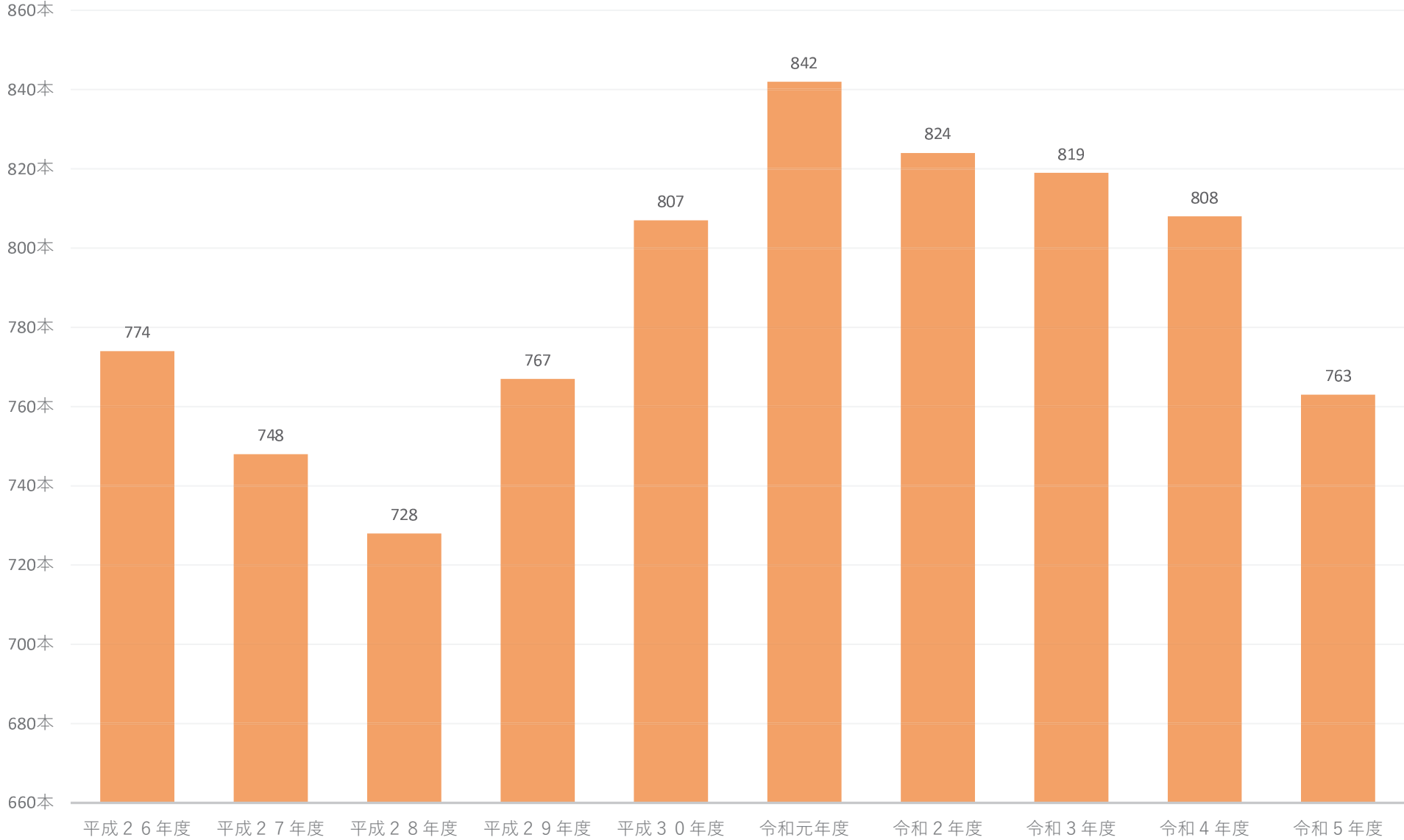
資料 4



# 公共緑地 面積推移

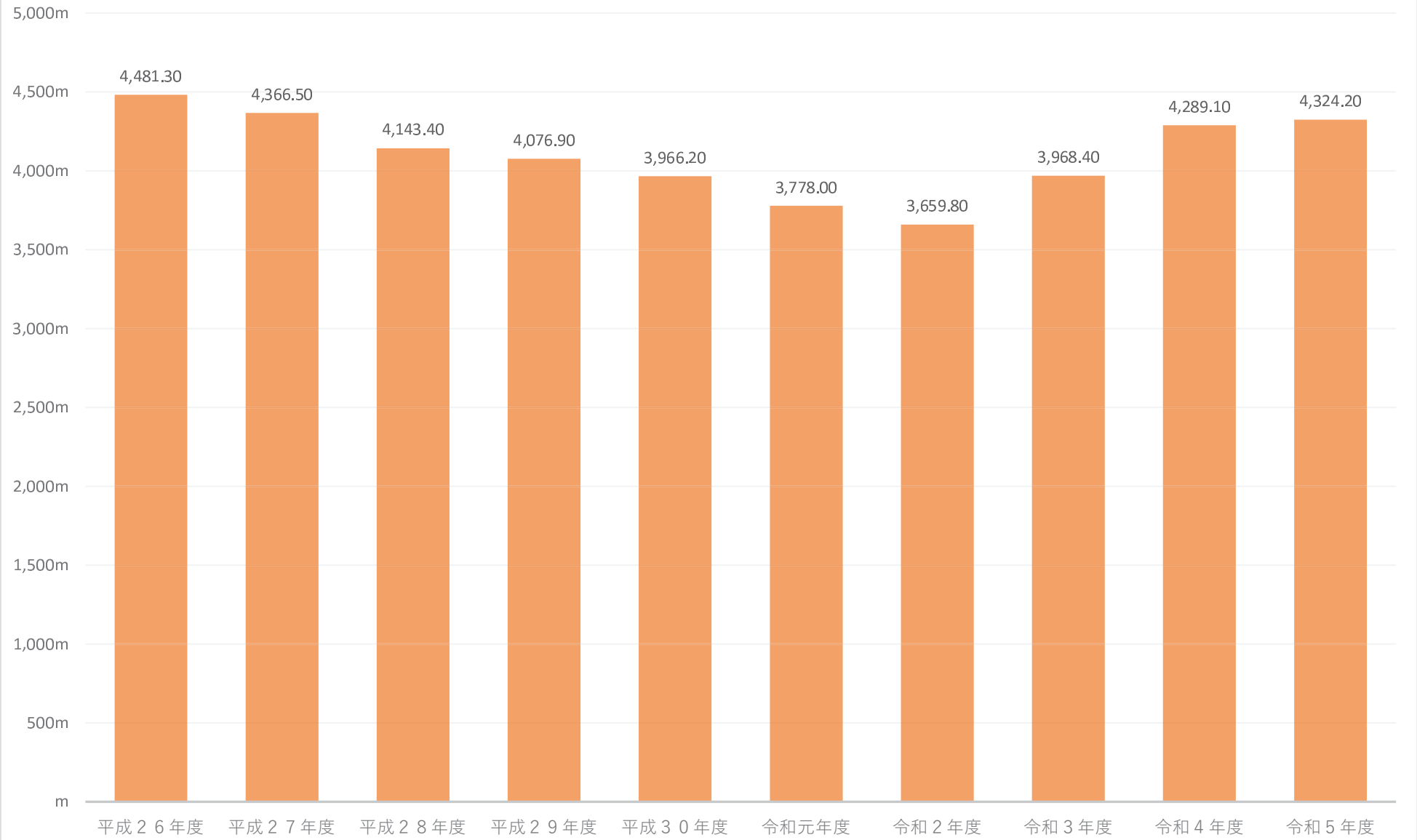


保存樹木 本数推移





# 保存生け垣 指定延長推移



みどりの基本計画の記載			該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施 ／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった どおり達成／C：実施したが計画に見込ど効果に達らなかった】		改善事項	今後の取組み （課題・目標等）
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	A B C D 評価	実施内容	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)	A B C D 評価		
1	(1) 国分寺産線・野川のみどりをを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	1.保全緑地制度などの各種制度を活用し、産線斜面及び周辺部のみどりを保全します。	保全緑地制度などの活用による保全	環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）、国分寺産線緑地保全地域などの各種制度の活用により産線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地の緑化やみどりの保全を働きかける。	B	市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面に制度の周知を図るとともに、国分寺産線緑地保全地域において、小金井第四小学校の児童による樹名板の製作とともに国分寺産線のみどりの重要性について学芸事業を実施した。	B		B		今後も市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面に継続して、保全緑地制度の周知を図る。
2	(1) 国分寺産線・野川のみどりをを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	2.特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催などを通して周知に努めます。	滄浪泉園でのイベント実施	適切に維持管理・保全に努めるとともに、市民に親しまれる緑地としてイベント等を開催し緑地の保全に関する普及啓発を行う。	B	・無料開放の実施（10/7、（大人（15～59歳）255人、大人（60歳以上）131人、子供25人、5歳以下36人）） ・市内小学生による、樹名板の設置や、園内を活用したワークショップを実施した。 ・市内中学生が作成した園内案内板を設置し、ホームページ等で周知することで、当該緑地の更なる周知を行った。	B		B		滄浪泉園緑地の更なる有効活用を図るため、指定管理者制度を導入し、来園者の増加及び緑地保全の普及啓発を図る。
3	(1) 国分寺産線のみどりをを守る	②野川の自然環境を関係者とともに守る	3.野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。	野川自然再生事業	市民と行政で構成される野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加し、自然再生事業地区の水環境システムの再生に取り組む。	B	野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加した。	B		B		引き続き野川第一・第二調整池自然再生協議会に地元自治体として参加する。
4	(1) 国分寺産線のみどりをを守る	②野川の自然環境を関係者とともに守る	4.国分寺産線に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。	国分寺産線に隣接する公園等の維持管理	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	B	貫井けやき公園、線町二丁目公園に植樹したほか、指定開発事業の提供公園内に植樹してもらうように指導した。	B		B		国分寺産線沿いの公園の植樹対象箇所を検討する。
5	(1) 国分寺産線・野川のみどりをを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	5.市民団体の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺産線のみどりを保全します。	市民団体の活動支援	産線斜面及び周辺部のみどりの保全などの活動をする市民団体と連携して、維持管理・保全する。	B	みどりのパートナーシップ協定を締結しているのはけの自然を大切にするとともに国分寺産線に位置する中町四丁目公共緑地及びその周辺の中町四丁目緑地について、維持管理の課題や保全方法について協議した。	B		B	市民団体メンバーの高齢化により、活動が年々縮小している。	中町四丁目公共緑地内の傾斜地にある巨木化した樹木が一部枯れているため、今後の維持管理方法について引き続き協議する。
6	(2) 民有地のみどりをを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	1.所有者の維持管理の負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉清掃、剪定などを行うボランティアを紹介します。	市民協働による環境緑地の維持管理	環境緑地に指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全をする。また、ボランティアポイントの取得できる事業として位置付けることで、近隣の小学生の参加を推進する。	B	環境緑地に指定している屋敷林及び周辺道路の落葉清掃について、環境美化サポーターの協力により、実施している。	C	近隣の小中学生の参加の推進には至っていない。	B		落葉清掃に協力していただいている環境美化サポーターと協議し、小中学生が参加できるような仕組みづくりを検討する。
7	(2) 民有地のみどりをを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	2.土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。	保全緑地制度の周知	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。	B	市報に指定要件の緩和や、ホームページに緩和した要件のイメージ図掲載することにより、問い合わせが増え、新規で指定することができた。 ・保存生け垣：新規13件375.7m ・保存樹木：新規3件12本	B		B		今後も市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面に継続して、保全緑地制度の周知を図る。
8	(2) 民有地のみどりをを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	3.★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。	保全緑地制度の要件の見直し	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の指定要件を緩和するなど、要件を見直す。	B	緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正し、指定要件を緩和した。 (改正前) 保存生け垣：相互の葉が触れ合う程度かつ、1メートルにつき3本以上に一列以上に植栽されているもの (改正後) 相互の葉が触れ合う程度に一列以上に植栽されているもの、又は1メートルにつき3本以上に一列以上に植栽されているもの	B		B		今後も市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面に継続して、保全緑地制度の周知を図る。
9	(2) 民有地のみどりをを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	4.★宅地開発などの際の既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、緑化指導の適用となる対象面積を引き下げると民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。	環境配慮基準の見直し	宅地開発時の既存樹木の保全割合を明確にしたり、緑化計画書を提出する開発面積を引き下げると民有地のみどりの保全、創出を検討する。	B	敷地面積が200平方メートル以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用した、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。	B		B	市ホームページ及び多摩建築事務所にて制度の周知を図っているところであるが、申請件数が増えている。既存樹木の保全割合について、民有地に制限をかけることにつながるため、慎重な制度検討が必要である。	ホームページに基準を掲載し、よくあるご質問等を掲載し、わかりやすく対応できるよう改善を図る。
10	(3) 農地を守る	①農業支援により農地を守る	1.農業者が営農を維持するための支援として、新規就農者などへの農地の斡旋や、援農ボランティアなどによる担い手不足の補助、簿記講習会の開催、施設整備などに対する補助施策などを実施します。	援農ボランティア事業	援農ボランティアの募集を行う他、営農支援策として都市農地保全支援プロジェクト補助金等の補助施策や簿記講習会の開催等を実施する。	B	【援農ボランティア】 ・東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア・東京の青空塾」に登録し、応募者が市内の園場での実習で、草取り、肥料の運搬、収穫、出荷作業などの作業を農業者から直接指導を受け、その他、研修所での座学や園場見学を受講し、援農ボランティアの認定を受けた。 (令和4年度認定者数：10人)  【都市農地保全支援プロジェクト】 ・簡易直売所整備（1件)  【簿記講習会】 ・講習会4回 参加人数：延べ10人	B		B		【援農ボランティア】 ・援農ボランティアの認定制度を継続するとともに、マッチングにおける農家、援農ボランティア双方のニーズの把握に努める。  【都市農地保全支援プロジェクト】 ・令和5年度から後継事業として「未来に残す東京の農地プロジェクト」として事業を継続していく。  【簿記講習会】 ・継続していく。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施 ／C：未実施／D：完了・廃止】	評価 【A：計画以上に達成／B：計画 どおり達成／C：実施したが 計画に未達／D：未実施】	実施効果 【A：計画以上の効果があった B：見込み効果があった C：見込んだ効果に至らなかった】	改善事項	今後の取組み (課題・目標等)		
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	A B C D 評価	実施内容	A B C D 評価			左記の理由や詳細 (B以外記載)	A B C D 評価
11	(3) 農地を守る	①営農支援により農地を守る	2.緑化のために必要な樹木は、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援していきます。	苗木無料配布事業	苗木無料配布事業として市内農家の苗木の無料配布を継続して実施する。	B	【苗木無料配布事業】市内の緑化推進と植木苗木生産振興を目的として、小金井市民を対象に抽選により、苗木の無料配布を実施した。(配布数：春の苗木400本、秋の苗木400本)	B		B		継続していく。
12	(3) 農地を守る	②活用して農地を守る	3.都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園や体験型市民農園の整備を推進していきます。	市民農園の整備	都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園の整備を推進する。また、都市農地の賃借の円滑化に関する法律の施行に伴い、民間企業等による生産緑地での市民農園開設も可能となったことから、多方面への周知を行っている。	B	【市民農園整備】令和4年4月1日にめぐみみなみ第2市民農園開園。都市農地の賃借の円滑化に関する法律の施行に伴い、生産緑地に市民農園開設も可能になったことから、市内農地所有者宛にパンフレットによる周知を行った。 市民農園：6園 241区画 4,610.37㎡	B		B		申込の倍率が高いため、市民農園の増設に向け農地所有者への周知等に取り組む。
13	(3) 農地を守る	②活用して農地を守る	4.地域の暮らしに潤いをもたらした都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して農業者と市民や商業者などの多世代・多様な相手との交流・連携機会の拡大を図ります。	多様な相手との交流・連携機会の拡大による農地を活用した魅力ある地域づくりの推進	・農家と商業者等が連携した農地を活用したイベント等の取組みを通して連携機会の拡大に向けた支援を行う。 ・こがねい産業祭りを進めて農業者と市民や商業者との交流機会を拡大する。	B	【親子収穫体験】市内農家及び市内商店の方の協力により、ダイコンの収穫体験とダイコンを使用したスイーツを提供した。(参加人数：20組/65人)  【農家交流会】市民を対象に野菜の収穫体験と農家との意見交換会を開催した。(参加人数：22人)  【こがねい産業祭り】農・商工・観光が一体となったイベント「こがねい産業まつり」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、「こがねい産業応援まつり」として、農業部門は11月、商工部門は3月に分散して開催した。 ・物販のイベント・農業振興品評会(出品点数：831点) ・市内小学生を対象とした農業絵画コンクール(出品点数：277点)	B		B		継続していく。
14	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	1.小金井市玉川上水・小金井桜整備推進委員会が主催する「玉川上水風景地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認します。	玉川上水及びその周辺環境の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進プログラム」を順次推進する。委員会の意見を踏まえ、土木遺産としての玉川上水を保全する。東京都及び隣接自治体と情報共有を図り、史跡・名勝の保護及び多様な植生環境の管理を行う。	A	関係機関とは現地視察や協議を重ねてきた。桜の生育状況調査を実施した。	B		B		未整備区間の着準準備に向けて、引き続き東京都と他自治体と調整を図る。本来の玉川上水の多様な植生環境の再生促進を進める。
15	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	2.東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、文化財の保全を進めます。	桜並木の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」・「史跡玉川上水整備活用計画」(東京都)に基づき、桜並木の保全を進める。また、桜の植樹事業により桜並木の再生を進め、玉川上水のみどりの更新に繋げる。	B	小金井橋～新小金井橋間にヤマザクラを10本植樹した。 都立農業高等学校との連携協定を締結した。	A	都立農業高等学校との連携協定をヤマザクラを2本植樹した。	A	都立農業高等学校との連携は、桜の育成や植樹の事業に資する。	欠損木に対する補植や新植木の枯死に伴う補植を進める。
16	(4) 玉川上水のみどりを守る	②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る	3.「東京都景観計画(玉川上水景観軸)」・「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認します。	風致地区内の緑化基準の確認	「東京都景観計画(玉川上水景観軸)」・「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認する。	B	令和4年度は10件の許可申請があり、基準に適合するように指導するとともに、基準が満たされていることを確認し、許可書を発行した。	B		B		風致地区の周知を行い、引き続き基準に適合するよう指導を行う。
17	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	4.歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRします。	歴史的文化的遺産のPR	文化財センターの他、まちかど歴史ミュージアムやイベントなどを通してまちの魅力向上に向け、積極的に歴史的遺産としてのPRを市内外にする。	A	史跡・名勝の歴史や魅力・事業成果を発信するための動画を3本制作し、市公式YouTubeで動画配信した。 名勝指定100周年記念事業実行委員会を立ち上げ、2024年に記念事業を展開し、市のPRに繋げていく。	A	動画配信によって市内外への情報発信ができた。	A	動画配信は学校教育の場での活用が図られている。	名勝指定100周年記念を機に積極的に文化財と事業成果のPRを図る。
18	(1) 魅力ある公園をつくる	①新たな公園を整備する	1.小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び(仮称)東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進めます。	都市計画公園の整備	小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び(仮称)東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進める。	B	梶野公園については、予定どおり公園側のフェンス設置及び園路補修等を令和5年3月に整備工事を完了した。 三楽公園については、一部工事の延伸があったものの、令和5年度も継続してトイレ整備等の工事を実施する。	C	三楽公園整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託が契約不調により、整備工事の遅れが生じた。	C	埋蔵文化財発掘調査委託が契約不調により、整備工事の遅れが生じたため、予定していたトイレ整備が完了しなかった。	小長久保公園の事業用地について、買取要望の提出があったため、土地開発公社と調整し、用地取得を進める。
19	(1) 魅力ある公園をつくる	①新たな公園を整備する	2.新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。	市民意見を反映した公園づくり	新規の都市公園等の整備にあたっては、地域の意見を反映する。	B	令和4年度整備工事に当たり、三楽公園及び梶野公園について、地元自治会や梶野公園サポーター会議と整備内容について意見交換を実施のうえ、整備工事を行った。	B		B		延伸している三楽公園整備工事については、適宜関係団体へ情報提供を行う。今後整備予定の公園においても地域の意見を反映した整備を実施する。
20	(1) 魅力ある公園をつくる	②利用者の少ない公園を改善する	3.利用者の少ない公園等については、近隣住民の意向も踏まえながら、活性化に向けた方策を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却を行い、他の公園等の魅力向上のための財源の確保を図ります。	低未利用公園等の整理(用途変更や売却検討)	利用が少ない公園について土地利用転換を含めた整理を検討する。整理にあたっては周辺住民の合意形成を図りながら用途変更や売却を進め公園事業費を捻出するとともに、機能性の高い公園等の整備を検討する。	B	令和3年度に地域安全課からの防災倉庫用地として用途変更の依頼があった桜町一丁目第4子供広場(35㎡)について、解体工事を実施し、地域安全課へ所管換用途変更を行った。	B		B		中町二丁目児童遊園について、消防団詰所用地として用途変更を予定していたが、十分な情報提供ができていなかったことが原因で、隣接地権者からの合意形成は受領してはいたものの、地域の合意形成に至らず、用途変更ができなかった。今後は、地域の合意形成を図る上では、適宜情報提供しながら、丁寧な対応が必要である。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施 ／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった B：見込どおり効果があった C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み (課題・目標等)
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	A B C D 評価	実施内容	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)		
21	(1) 魅力ある公園をつくる	2利用者が少ない公園を改善する	4.みどりの配置状況を考慮し、借地公園の設置及び公園等の用地寄附の受入れについて、基準に基づき公園緑地の配置の適正化を図ります。	寄附・借地公園の見直し	公園等の用地の寄附の受け入れや借地公園の継続に関して要綱に基づき、周辺の地権者から相談があり、要綱等に基づき、丁寧に説明をした。	B	寄附の受け入れや借地公園の在り方等について、複数の地権者から相談があり、要綱等に基づき、丁寧に説明をした。	B		B			今後も制定した要綱に基づき、寄附の受け入れ及び借地公園の取り扱いは、地権者と丁寧に対応していく。
22	(1) 魅力ある公園をつくる	3公園機能を充実・更新する	5.安全確保のため、老木や倒木の恐れがある樹木や見過ごしの悪い植栽及び老朽化した公園施設については、多岐的な維持管理を実施します。また都市公園にはフライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。	公園施設の適正な維持管理	・老朽化した公園施設の更新をする。 ・フライバシーの保護に留意しながら都市公園に、防犯カメラの設置を検討する。	B	・三楽公園の老朽化したトイレの改修工事のため、契約手続きを進めていたが、関連する委託契約の不調により、令和5年度に延伸した。 ・防犯カメラについては、設置前に近隣自治会等関係団体に対して、事前説明会を実施し、令和5年1月から三楽公園に防犯カメラを2基設置した。	C	整備工事の一部を令和5年度に延伸したため。	C	整備工事の一部を令和5年度に延伸したため。	三楽公園整備事業に当たり、地元自治会及び公園の定期利用団体等と協議を重ねてきたなかで、工事期間中の公園利用に極力支障が生じないよう調整に時間を要したため、当初予定した時期から整備事業が開始できなかった。工事工期を踏まえ、協議の経緯を定め、適切な時期から工事を始められるよう進めることが必要である。	・整備工事に当たり、必要な調整は早い段階で周辺住民等と調整し、適宜情報提供をする等丁寧に進めるとともに、適切な工事スケジュールの立案をする。 ・防犯カメラ設置にあたっては、近隣住民への丁寧な説明をした上で、フライバシー保護の観点から近隣住宅や道路の通行人が映り込まないよう配慮し、円滑な運用に努める。
23	(1) 魅力ある公園をつくる	3公園機能を充実・更新する	6.安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした植栽を進め、樹種転換及び巨木化・老木化し倒木の危険がある樹木の更新を実施し、適正な樹木配置を図ります。	公園施設の適正な維持管理	小倉井市立公園の設計及び維持管理基準に基づく適正な樹木管理を実施する。	B	・枯損木の倒木や樹木の経境に起因する損害賠償が2件生じたが、その他の公園は、近隣住民等が要望等に適切に対応した。	C	枯損木の倒木により近隣住宅に損害を与えてしまったため。	C	枯損木の倒木により近隣住宅に損害を与えてしまったため。	巨木化・老木化した樹木の維持管理を効果的に進めていく必要がある。樹木の管理基準等の検討し、近隣住民の財産等を侵すことがないよう適切な公園施設の管理が必要である。	・令和6年度から指定管理者と連携を図りながらの維持管理を図る。
24	(1) 魅力ある公園をつくる	3公園機能を充実・更新する	7.新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のため、密集・密接を避ける公園管理を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公園利用	国土交通省の通達に基づき、公園利用者に対する注意喚起を図る。	B	葉山公園パーベキュー広場の使用は休止していたが、使用時間及び人数制限を設けたうえで、使用を開始した。	B		B		使用時間や人数制限について、今後の運用変更についても、今後の情勢やコロナ対策の方針緩和にあわせて、ホームページ等で周知のうえ、円滑に運用していく。	
25	(1) 魅力ある公園をつくる	4事業者、市民とともに公園管理を行う★	8.環境美化サポーター制度のさらなる活用を図るため、公園等、サポーター同士の意見交換の場づくりや活動状況の情報発信を進めます。	既存のボランティア活動の支援	現在参加しているボランティアの方の技術力やモチベーション向上のため、ボランティア同士の横の繋がりを形成することができる場を設ける。 (参加者) 親睦会：7人、ワークショップ：11人	B	環境美化サポーターの希望者とともに親睦会やワークショップを実施し、環境美化サポーター同士の横の繋がりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。	B		B		コロナ対策が緩和される中、バス移動による視察については国のコロナ対策の方針緩和に合わせて、参加人数の緩和も検討する。	ワークショップ開催時に要望があった。環境美化サポーターの技術力向上を図る講演等を開催する。 また、先行事例等の視察を実施する。
26	(1) 魅力ある公園をつくる	4事業者、市民とともに公園管理を行う★	9.★子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討します。	気軽に参加できるボランティア制度の検討	ボランティアが若い世代へ浸透していないため、子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討する。	B	切れ目のない市民協働の仕組みづくりのため、将来世代の子どもも参加が可能な花の植え替えイベントを実施した。 むさごがらつ公園(23人・うち子ども8人)及び葉山公園(45人・うち子ども17人)	B		B		日頃から環境美化サポーターが活動している公園を対象として、引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベント実施を計画する。 過年度に実施したむさごがらつ公園、葉山公園の他に梶野公園でも新たに子供向けの植え替えイベントを実施する。 また、近隣の保育園等の園児の参加を促すよう関係課と調整する。	
27	(1) 魅力ある公園をつくる	4事業者、市民とともに公園管理を行う★	10.★梶野公園サポーター会議をモデルに地域住民が管理するモデル公園の選定、公園サポーター会議などの設置の検討をします。	公園サポーター会議の設置	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	B	三楽公園では、地元自治会、敬老会及び子供会と整備工事の意見交換の際に日頃の公園管理の課題等の共有を図った。 浴恩館公園では、環境美化サポーターと課題等の共有を図り、必要な除草、剪定を実施した。	B		B		緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解決するとともに、定期的な協議を継続する。	
28	(1) 魅力ある公園をつくる	4事業者、市民とともに公園管理を行う★	11.★都市公園については、さらなる魅力向上のため、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。	指定管理者制度などの民間活力導入の検討	都市公園の整備・維持管理について、サウンディング調査を実施し、事業スキームの検討を行う。	B	民間事業者と個別対話を実施し、関係課と調整を図りながら、指定管理者制度導入に向けた条例改正及び予算措置をおこなった。 また、令和5年度から事業者募集に向けて、募集要項等を作成した。	B		B		令和6年度からの指定管理者が円滑に業務を開始できるように、候補者決定後、関係団体等との顔合わせや意見交換を実施する。	
29	(2) 公共施設のみどりをつくる	2公共施設のみどりをつくる	1.公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内の緑化をします。	公共施設の緑化推進	学校、保育園、地域センター等の公共施設の新規整備や改修時に、公共施設の緑化を推進します。	C	該当工事がなかったため	D	学校、保育園等のトイレ改修や空調設備等、公共施設の一部整備が主な工事内容であったため。	C	該当工事がなかったため	敷地面積が250㎡以上の新設工事があった場合、都条例に基づき敷地内の緑化を推進していきます。	
30	(2) 公共施設のみどりをつくる	2公共施設のみどりをつくる	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	庁舎の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や補植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	本庁舎は11月にボランティアによる樹木剪定、1月に委託業者により樹木剪定(高木)が行われた。	B		B		駐車場内のヒマラヤ杉にカラスの糞がたびたび作られるようであるとカラス除けのための対策が必要である。今後も樹木の健康と安全性を維持していく。	
31	(2) 公共施設のみどりをつくる	2公共施設のみどりをつくる	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	集会所の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や補植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	委託により樹木の剪定実施により、植栽の一元管理を行った。昨年と同様に通常の樹木剪定に加え、高木剪定を追加実施した。	B		B		更なる監視を行い、引き続き高木も含めた適切な管理を計画的に実施する。	
32	(2) 公共施設のみどりをつくる	2公共施設のみどりをつくる	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	ごみ処理施設の樹木等の適切な植栽管理	周辺環境と調和するよう適切に維持管理を行い、緑の量を維持する。	B	野川クリーンセンターの樹木等の適切な維持管理を行った。	B		B		令和7年3月末に新施設「資源物処理施設」が竣工する予定である。施設建設と併せて、周辺環境と調和する植栽を実施する予定である。	
33	(2) 公共施設のみどりをつくる	2公共施設のみどりをつくる	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	保育園の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や補植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	植栽の剪定を実施し、保育園並びに近隣の安全確保を図った。	B		B		今後も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。	

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施 ／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった B：見込みどおり効果があった C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み （課題・目標等）
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	A B C D 評価	実施内容	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)		
34	(2) 公共施設のみどりを増やす	2公共施設のみどりを増やす	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	児童保育所の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	植栽の剪定を実施し、児童保育所並びに近隣の安全確保を図った。	B		B		令和5年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。	
35	(2) 公共施設のみどりを増やす	2公共施設のみどりを増やす	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	児童館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	植栽の剪定を実施し、児童館並びに近隣の安全確保を図った。	B		B		令和5年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。	
36	(2) 公共施設のみどりを増やす	1学校のみどりを増やす、 2公共施設のみどりを増やす、 3.学校ビオトープの維持管理をします。	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	学校の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	特に高木化が進んでいる樹木を選定して植栽の剪定を実施し、学校並びに近隣の安全確保と緑の量の維持管理を図った。	B		B		引き続き剪定及び植替えを検討しながら緑の量を維持管理する。	
37	(2) 公共施設のみどりを増やす	1学校のみどりを増やす、 2.公共施設のみどりを増やす、 3.学校ビオトープの維持管理をします。	2.公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	公民館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	公民館貫井南分館、緑分館、貫井北分館では、敷地内の樹木を定期的に剪定している。	A	剪定前に、業者と一緒に現場の状況を見て、優先順位の高い木から剪定している。	B	貫井北分館の藤棚は夏まで、年2回の剪定が望ましい。令和5年度から実施予定。	引き続き適切な管理に努める。	
38	(2) 公共施設のみどりを増やす	1学校のみどりを増やす、 2.公共施設のみどりを増やす、 3.学校ビオトープの維持管理をします。	3.学校ビオトープの維持管理をします。	ビオトープの適切な維持管理	学校等の要望に基づき、ビオトープに関する修繕及び原材料の購入等の必要が生じた際、施設補修の場合に対応する。	B	学校等の要望に基づき、ビオトープに関する修繕及び原材料の購入等の必要が生じた際、施設補修の場合に対応する。	B		B		適切な維持管理を継続していく。	
39	(2) 公共施設のみどりを増やす	1学校のみどりを増やす、 2.公共施設のみどりを増やす、 3.学校ビオトープの維持管理をします。	4.子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、学校ビオトープ、公園、園分産線、野川、玉川上水などのみどりを学校教育に活用します。	環境学習の推進（ビオトープ活用）	学習指導要領や東京都の環境教育指導資料で示された内容に従った指導を行うとともに、本市として環境教育を重要な教育課題の一つであると捉えているため、充実を図るよう努める。	A	市内小学校1校において学校ビオトープを活用した理科の学習を実施した。市内小学校では、小倉井公園、野川公園、武蔵野公園、野川で、生活及び環境教育を実施し、みどりや自然への愛着を育んだ。小金井市気候非常事態宣言を受け、各学校における環境教育のさらなる充実を図るため、全ての市内小・中学校において、児童・生徒一人一人が、環境教育を含めた「社会の問題を自分事化するための教育活動である『ハチドリプロジェクト』」に取り組んだ。	B		B	学区内に自然豊かな公園や河川がない学校の、環境教育のさらなる充実及び内容の検討を図るよう指導する。児童・生徒一人一人が自分事として捉えられるようなハチドリプロジェクトの各校の取組を実践するための工夫をするよう指導する。	児童・生徒の思い、考え、発想を生かしたハチドリプロジェクトにしていける必要がある。そのためには各校の取組の情報交換や意見交換の場を設定したり、マスコットキャラクターを制作することで自分事化した取組になるような雰囲気づくりを行ったりする必要がある。	
40	(2) 公共施設のみどりを増やす	1学校のみどりを増やす、 2.公共施設のみどりを増やす、 3.学校ビオトープの維持管理をします。	5.芝生化した校庭の芝生を良好な状態で維持するために、専門家による定期的な点検と必要な維持管理を行うとともに、芝生の維持管理ボランティアへの適切な指導をします。	小中学校運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	B	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行い、ボランティアの参画による地域連携と芝生を活かした教育活動に貢献している。	B		B		ボランティアの確保及び円滑な運営体制を課題としている。専門業者による定期的な点検と保守を委託するとともに、維持管理ボランティア及び学校への適切な指導を継続して行い、安定的な運営体制の構築を図る。また、学校と共に活動の周知・広報を行う。	
41	(2) 公共施設のみどりを増やす	2公共施設のみどりを増やす	6.★公共施設の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をします。	環境美化サポーター制度（活動の拡大推進）	剪定ボランティアによる公園や公共施設の植栽の管理を支援するなど、市民協働による緑の維持管理を推進する。	B	環境美化サポーターである剪定サークルにより、公共施設等の植栽管理に際し、用具の貸与及び枝葉回収を実施した。（活動実績）コロナ禍において、一時活動を自粛した時期もあるものの、年間延べ参加人数539人により、24箇所の公園緑地や公共施設を、合計21回、中低木の剪定を実施いただいた。	B		B	剪定作業前には現場にて打合せを実施しているが、定期的な意見交換を実施していないため、課題等を明確にするため、定期的に意見交換会の実施が必要である。	定期的な意見交換会を実施し、市民協働による植栽管理の推進を図る。	
42	(3) みどりのまちなみをつくる	1住宅のみどりを増やす★	2.★生け垣造成奨励金制度及び保存生け垣の適用対象の拡大により、より活用しやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。	生け垣造成奨励金交付制度・保存生け垣の指定要件の見直し	より活用しやすい制度とするため、要件の見直しを行い、制度の周知を行う。	B	（生け垣造成奨励金交付制度）生け垣造成奨励金交付要綱を改正し、指定要件を緩和した。（保存生垣）緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正し、保存生け垣の指定要件を緩和した。（共通改正事項）：相互の葉が触れ合う程度かつ、1メートルにつき3本以上に一列以上に植栽されているもの→相互の葉が触れ合う程度に一列以上に植栽されているもの、又は1メートルにつき3本以上に一列以上に植栽されているもの	B		B		制度周知を図り、奨励金等の活用促進を図り、民有地のみどりの創出に努める。	
43	(3) みどりのまちなみをつくる	1住宅のみどりを増やす★	3.東京都苗木生産供給事業を活用して、イベントなどを通じて、個人向けに苗木の無償提供を行います。	苗木の配布	イベント実施に伴い苗木の配布を実施することにより民有地の緑化促進を図る。	B	梶野公園まつり（令和4年10月30日開催）に合わせて一般公募者100人にブルーベリーの苗木を1本ずつ配布した。	B		B	ブルーベリー苗木配布は、好評のため先着順の電話受付では混雑が生じた。往復はがきで行った際も、5倍以上の申し込みがあり、抽選等手続きに時間がかかったため、令和4年度は、当日先着順とした。ただ、当日配布時間前から待つ方もおり、整理が必要な状況であった。	ブルーベリー苗木配布の方法について、当年度は、当日先着順とした。現地で早く到着し待つ方もいるため、インターネットによる申込方法も検討したい。苗木配布の実施時期及び場所を、11月頃実施の滄浪泉園内や梶野公園等のイベント時に合わせ実施し、イベント来園者やそれまで苗木配布に関心のなかった方々にも、同事業を周知する機会とし、身近なみどりを増やす意識づけとして、続けていきたい。	
44	(3) みどりのまちなみをつくる	2市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	4.★緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討します。	環境配慮基準の見直し（屋上緑化・壁面緑化等）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、屋上緑化、壁面緑化も緑化面積に含めることを検討する。	B	敷地面積が200平方メートル以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用とした。「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、屋上緑化や壁面緑化を含め、指導を行った。	B		B		ホームページに基準を掲載し、よくあるご質問に、わかりやすく対応できるよう改善したい。	

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施 ／C：未実施／D：完了・廃止】	評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】	実施効果 【A：計画以上の効果があった B：見込み効果があった C：見込んだ効果に至らなかった】	改善事項	今後の取組み （課題・目標等）			
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	A B C D 評価	実施内容	A B C D 評価			左記の理由や詳細 (B以外記載)	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)
45	(3) みどりのまちなみをつくる	2市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	5.★市街地の緑化を進めるため、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行うことで、より多くの住宅、事業所、商業施設などにおいて、緑化を推進します。	緑化指導に関する規定の整備	新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行う。	B	敷地面積が200平方メートル以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例（平成10年条例第2号）第77条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用した、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。（11-4と同内容）	B		B		制定した基準について、問合せが多くあり、担当者不在の場合も的確に対応できるように、内部の整理が必要である。	ホームページに基準を掲載し、よくあるご質問に、わかりやすく対応できるよう改善したい。
46	(3) みどりのまちなみをつくる	2市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	6.鉄道沿線などの身近な交通軸周辺の公共施設での緑化に取り組みます。	中央線沿線の緑化推進	中央線沿線に隣接する公的施設の緑化を推進していく。	C	中央線沿いの公的施設の新たな緑化に至っていない。	C	対象となる施設がなかった。	C	対象となる施設がなかった。		今後も公的施設での緑化を図っていく。
47	(4) みどりの軸をつくる	1.都市計画道路などの街路樹をつくる	1.都市計画道路などの幅員の広い道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出などの観点から、みどりの量を維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽などを行い、みどりのネットワークの充実を図ります。 3.都市計画道路や安全な歩行空間を確保できる道路の整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を提供します。	都市計画道路の植栽整備	都市計画道路整備時には、街路樹、低木及び草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境整備を行う。	B	都市計画道路3・4・14号線（小金井街道）について、新たに中低木を植樹した。また、都市計画道路等の植栽帯について、一部枯れてしまった低木について補植を行うなど、みどりのネットワークが保てるように適切な管理を行った。	B		B		幹線道路沿いという植物にとって過酷な環境のため、低木が、一体的に枯れてしまった箇所があったので、土壌改良や樹種の変更を行い、未木くみどりの量を維持できるようにした。	今後とも街路樹の適切な維持管理を行い、都市計画道路の整備の際には街路樹を植樹し、多様なみどりの環境を提供する。
48	(4) みどりの軸をつくる	2.遊歩道や緑道などのみどりを増やす	2.市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つなど適切な管理をきめ細かに進めます。 4.都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	街路樹の適切な維持管理	都市計画道路や遊歩道の植栽を地域住民や歩行者の安全確保を図るため、適切に維持管理する。	B	都市計画道路や遊歩道において植栽帯の計画的な剪定や適宜補植を行い、歩行者等の通行の安全を確保した。	B		B		都市計画道路や遊歩道において植栽帯の計画的な剪定や適宜補植を行い、歩行者等の通行の安全を確保した。	遊歩道の植栽帯の剪定については、多くの要望が寄せられているため、より効率的かつ経済的に作業を実施する必要がある。
49	(4) みどりの軸をつくる	2.遊歩道や緑道などのみどりを増やす	4.都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	公園樹木の適切な維持管理	公園樹木を地域住民や公園利用者の安全を確保するため、適切に維持管理する。	B	市内223箇所の公園等で安全上支障となる樹木を優先的に伐採や剪定等を行った。草刈り等の回数については、繁茂状況に応じて223箇所の作業回数を見直した。	B		B		安全上支障となる樹木を優先的に対応しているが、より多くの住民要望に応えるために、さらに効率的に作業の取れた委託内容を検討する必要がある。	台風等の襲来により公園利用者や近隣住民の安全が危ぶまれる樹木等がないかを、事前に調査の上危険が及ぶ前に事前に作業を行えるようにする。
50	(1) みどりに関する情報発信・共有する	2.みどりに関する機会を増やす	1.★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実します。なお、イベント開催に当たっては、大学や植木農家などの地域の多様な人材を活用することを検討します。	環境学習の充実	大学などの地域の多様な人材を活用して、将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実する。	B	【環境教育事業】 小金井第四小学校、東小学校、本町小学校の6年生を対象として、森林の大切さを学ぶことを通じて、地球温暖化対策について深く考えてもらえるよう、みどりの環境教育事業を実施した。 （主な実施内容） ワークショップ、滄淵泉園緑地や栗山公園等の樹名板の作成（小金井第四小学校、東小学校）や学校へ寄贈する間伐材加工体験（本橋等の作成：本庁小学校）  【森林教育事業】 森を活かすことの意義を体験的に学ぶため、森林教育（間伐体験、造材搬出体験、間伐材加工品製作体験）を実施した。 なお、環境教育事業、森林教育事業とも、東京学芸大学と連携・協働して事業を実施した。	B		B		両事業ともに、概ね満足いく内容であったが、毎年実施した事業の反省点等を踏まえて少しずつ内容を見直す等、よりよい事業となるよう改善を図る必要がある。	令和4年1月1日に発出した「小金井市気候非常事態宣言」において、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、様々な事業を推進している。  気候危機を自らの問題として認識して、気候危機への対策を加速させるため、「一人ひとりとから始める意識改革」等、積極的に取組もうとする姿勢や気持ちを醸成するため、引き続き、小中学生を対象とした環境啓発意識の啓発を図る必要がある。
51	(1) みどりに関する情報発信・共有する	1.みどりに関する機会を増やす	2.★みどりの実態調査結果のみどりの基本計画などを子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	B	市報（令和4年6月1日号）の環境特集号において、環境美化サポーターの活動について写真やインタビュー記事を盛り込み、紹介することで、より魅力が伝わるよう周知を図った。	B		B			市報（令和5年6月1日号）の環境特集号において、好評だった環境美化サポーターへのインタビュー記事やボランティア活動の紹介を、継続性をもたせ、また令和4年度にも実施した子ども絵画コンテストの作品を紹介する等、工夫を凝らした紙面構成にしてみどりの関心を高める広報をする。
52	(1) みどりに関する情報発信・共有する	1.みどりに関する機会を増やす	3.★市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信・共有します。	みどりに関する情報発信 ※再掲	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	B	市報（令和4年6月1日号）の環境特集号において、環境美化サポーターの活動について写真やインタビュー記事を盛り込み、紹介することで、より魅力が伝わるよう周知を図った。	B		B			市報（令和5年6月1日号）の環境特集号において、好評だった環境美化サポーターへのインタビュー記事やボランティア活動の紹介を、継続性をもたせ、また令和4年度にも実施した子ども絵画コンテストの作品を紹介する等、工夫を凝らした紙面構成にしてみどりの関心を高める広報をする。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施 ／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった B：見込み効果があった C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み （課題・目標等）
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	A B C D 評価	実施内容	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)	A B C D 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)		
53	(1) みどりについて知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する★	4.★環境フォーラムなどのイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。	環境啓発事業（環境フォーラム）の開催支援	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	B	令和4年度は「自然と人の共生をめざして」をテーマとして①講演会（東京学芸大学 学芸の森ホール・森林に関すること）②展示会（小森井 宮地楽器ホール：市及び関係団体による展示等啓発）③燃料電池自動車試乗会その他パネル展示等啓発事業（野川クリーンセンター：試乗会及び展示等啓発）を実施し、3会場合計で890人の来場者があり、市民の環境意識向上を図ることができた。	B		B		今後も引き続き、市民の興味関心を引き出すことができるような事業を展開していく必要がある。	令和4年1月1日に発出した「小金井市気候非常事態宣言」において、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量をゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、様々な事業を推進している。 環境フォーラムについても、環境啓発の一環として、多くの市民に地球温暖化対策について、環境保全についてや生物多様性についてを知っていただく機会となるよう、工夫して事業を展開していく必要がある。
54	(1) みどりについて知り、親しむ	②みどりと親しむ機会を増やす	6.市民が実施したみどりの調査結果を活用して、みどりの実態に関する情報を共有します。	市民団体によるみどり調査の情報共有	市民団体との連携の強化を図り、植物や生き物の観察記録や資料をホームページ等で広く周知できるよう調整を図る。	C	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	D	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	C	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認する。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認し、可能な場合についてはホームページ等で周知を行う。
55	(1) みどりについて知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する★	6.優れた緑化事例やガーデニングを紹介することで、事業者や市民の緑化への関心を高めます。	緑化施設の表彰制度の実施	優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介するなどし、市民の緑化への関心を高める。	B	生け垣造成制度の周知の際、市内のモデルとなるような生け垣の写真を用い、チラシや案内に活用した。	B		B			優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介する。
56	(1) みどりについて知り、親しむ	②みどりと親しむ機会を増やす	7.市民が主体となって開催する自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページなどに集約・周知できるよう関係団体などとの連携を図ります。	自然保護教室の開催支援	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。	B	はげの森調査会の自然観察会の開催情報を市報等で周知した。	B		B			はげの森調査会等の市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。
57	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める	1.みどりに関する募金など、新たな財源確保につながる仕組みづくりを検討します。	みどりに関する新たな歳入確保	公園スポンサー制度など、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討する。	B	新たな歳入確保につながる取組について、指定管理者制度導入に係る個別対話において民間事業者のアイデアを確認した。	B		B			令和6年度以降、指定管理者と連携を取りながら、新たな歳入確保につながる取組を検討する。
58	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める	2.イベントにより花壇の植え替えを行うなど、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。	環境学習の充実（公園花壇の活用）	子どもの身近にある公園花壇で植え替えイベントを実施し、草花に触れ合う機会を設ける。	B	・むさこぶらっと公園にて、令和4年6月と11月に、親子参加型植え替えイベントを実施した。 ・栗山公園にて、令和4年6月と12月に、親子参加型植え替えイベントを実施した。 むさこぶらっと公園（23人・うち子ども8人）及び栗山公園（45人・うち子ども17人）	B		B		日頃から環境美化サポーターが活動している公園を対象として、引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベント実施を計画する。 過年度に実施したむさこぶらっと公園、栗山公園の他に幌野公園でも新たに子供向けの植え替えイベントを実施する。 また、近隣の保育園等の園児の参加を促すよう関係課と調整する。	
59	(2) みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	3.浴恩館公園及び三楽公園において公園サポーター会議などの設置を検討し、市民参加による公園づくりを推進します。	市民参加による公園づくり（公園サポーター会議）※再掲	幌野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	B	三楽公園では、地元自治会、敬老会及び子供会と整備工事の意見交換の際に日頃の公園管理の課題等の共有を図った。 浴恩館公園では、環境美化サポーターと課題等の共有を図り、必要な除草、剪定を実施した。	B		B		緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解決するとともに、定期的な協議を継続する。	
60	(2) みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	4.環境美化サポーターへの用具の貸し出しなどを今後も継続します。	環境美化サポーター制度（活動支援）	環境美化サポーターへ活動に必要な器具の貸し出しを継続する。	B	新たに環境美化サポーターに登録のあった団体及び必要な器具の要望があった団体に対して、竹箒等の必要な器具を貸与をした。また、環境美化サポーターのベストや腕章など、ご要望に応じて、新たに発注した。	B		B		市報（環境特集号）や市ホームページにて制度の周知を図り、環境美化サポーターの新規登録につながるよう取り組む。	
61	(2) みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	5.若い世代のボランティア登録を促進します。	多様なボランティア人材の確保	高齢化により活動が困難になるボランティア団体があることから、子育て世代や小中学生が気軽に参加できるようなイベント等を実施し、新たなボランティア活動参加者を確保する。	B	切れ目のない市民協働の仕組みづくりのため、将来世代の子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを実施した。 むさこぶらっと公園（23人・うち子ども8人）及び栗山公園（45人・うち子ども17人）	B		B		日頃から環境美化サポーターが活動している公園を対象として、引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベント実施を計画する。 過年度に実施したむさこぶらっと公園、栗山公園の他に幌野公園でも新たに子供向けの植え替えイベントを実施する。 また、近隣の保育園等の園児の参加を促すよう関係課と調整する。	
62	(2) みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	6.★市民協働の主体である環境市民会議と連携しながら、みどりの保全活動や情報発信を行います。	環境市民会議との連携	環境市民会議による活動を支援する。	B	補助金交付による活動の支援のほか、市立公園等・環境楽習館の指定管理者制度導入について等、5回の協議を実施した。 【主な協議内容】 ・環境楽習館の今後の活用について等	B		B		補助金交付による活動の支援のほか、必要に応じた協議等実施していく。	
63	(2) みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	7.幌野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりが多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望などを聞く機会を継続していきます。 8.★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施します。	環境美化サポーター制度（花壇ボランティア・剪定ボランティアの人材育成）	花壇ボランティアのネットワークを推進するために、情報交換会の実施や他団体への視察を継続する。このほかのボランティア同士の横のつながりを深めるために、情報交換会を定期的に実施する。	B	環境美化サポーターの希望者とともに親睦会やワークショップを実施し、環境美化サポーター同士の横のつながりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。 (参加者) 親睦会：7人、ワークショップ：11人	B		B		ワークショップ開催時に要望があった、環境美化サポーターの技術向上を図る講演等を開催する。 また、先行事例等の視察を実施する。	

## 小金井市みどりの基本計画の目標値の実績

項目	目標値 (令和12年度)	調査基準年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
緑被率	28.0%	30.2%	-	-	-	中間見直し時に調査
みどりの質の満足度	80.0%	67.8%	-	-	-	中間見直し時に調査
環境美化サポーター登録者数	410人	308人	319人	410人	382人	-
環境緑地の指定面積	現状維持	4.78ha	4.78ha	4.78ha	4.69ha	-
保存樹木の指定本数	現状より増加	842本	824本	819本	808本	-
市民農園の箇所数（面積）	現状より増加	4か所	4か所	6か所	6か所	-
		(3,070.37㎡)	(3,070.37㎡)	(4,610.37㎡)	(4,610.37㎡)	-
体験型市民農園の箇所数（面積）	現状より増加	2か所	2か所	2か所	1か所	-
		(4,489.46㎡)	(4,489.46㎡)	(4,489.46㎡)	(300.00㎡)	-
生産緑地地区面積	減少量を抑制する	58.85ha	58.07ha	56.76ha	54.60ha	-
保存生け垣の延長	現状より増加	4,358m	4,174m	3,968m	4,289m	-
公園・緑地面積	現状より増加	86.86ha	86.84ha	86.93ha	87.22ha	-
街路樹の植栽延長	現状より増加	21.81km	21.81km	21.81km	21.81km	-
都市計画公園の整備における市民参加 実施の割合（実施公園）	100%	-	100%	100%	100%	-
		-	(三楽公園)	(三楽公園・梶野公園)	(三楽公園・梶野公園)	-



## 小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について

## 1 策定の趣旨

## (1) 市立公園等の現状と課題

小金井市内には222（令和5年4月1日時点）の市立公園及び滄浪泉園緑地（以下「市立公園等」という。）が設置されており、市職員及び委託事業者により維持管理を行っている。

しかし、平成5年度以前に設置され、供用開始から30年以上経過した公園は92か所（全体の4割）を占めており、樹木の老木化と高木化が進んで、樹木自体に衰退が起こっている状況である。

また、供用開始から30年以上経過した公園のうち65か所（約7割）が300㎡以下の小規模公園となっており、市立公園等の周辺住民の方から樹木の剪定や伐採を要望する問い合わせが全体の約5割以上を占めている状況である。

## (2) 公園の質の向上について

市立公園等は、散歩や運動の場、子どもの遊び場、地域交流の場及び火災時の延焼防止等の多様な機能を有しており、地域の魅力向上に資する有効な公共施設であるため、本市では、平成31年3月に「小金井市公園等整備基本方針」を策定し、「公園の質の向上」を基本方針として定めている。

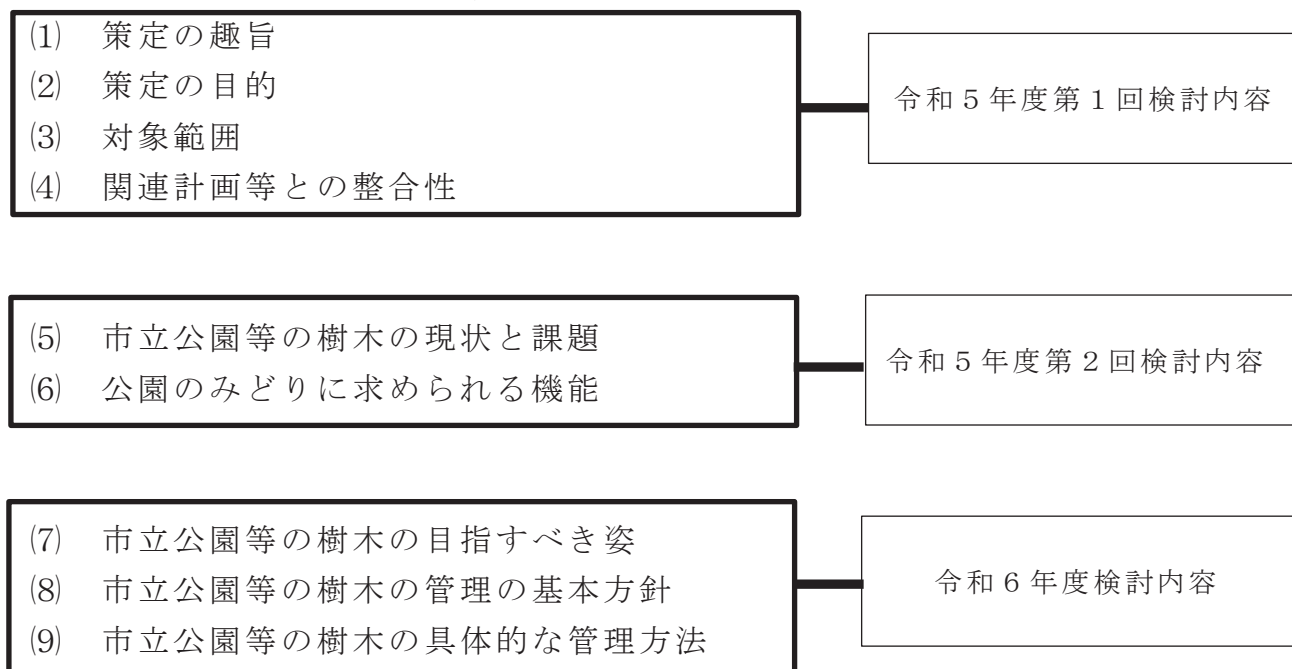
## (3) 住宅都市にふさわしい質の高いみどりについて

市立公園等は、市民にとって身近なみどりである一方、みどりの量を確保するだけでなく、住宅都市である本市のみどりは、安全で快適な場所として存在する必要があるため、本市では、令和3年3月に「小金井しみどりの基本計画」を策定し、住宅都市の中にあるみどりの在り方を見直し、定期的に人の手を加え、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引いたり、再生するなどの措置をとることにより、住宅都市にふさわしい質の高いみどりをめざすことを将来像として位置付けている。

## (4) 市立公園等の樹木管理の検討について

市立公園等の樹木自体に衰退が起こっていることや周辺住民から多くの要望を受けている状況を受け、将来に渡って、市立公園等の樹木がもたらす恩恵を享受していくためには、今ある樹木をどのように今後管理していく必要があるのか、小金井しみどりの基本計画等では言及できていない具体的な管理方法について検討が必要となっている。

## 2 本ガイドラインの構成（案）



## 3 策定の目的

小金井市の市立公園等では、公園の種別により、樹木の目的や立地環境はそれぞれ異なっているため、樹木の現状や立地環境に応じた維持管理を計画的に実施していくことが必要である。

そのため、市立公園等の現状を踏まえた目指すべき姿を定めて、その目標に向けた公園の種別の管理計画や管理方法を定めるための指針として活用することを目的とする。

## 4 対象範囲

### (1) 市立公園

ア 都市公園（都市公園法第2条に規定する市立の都市公園）

イ 都市公園以外の公園（児童遊園、子供広場）

ウ 都市公園以外の緑地（緑地、公共緑地）

### (2) 滄浪泉園緑地（都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区）

## 5 関連計画等との整合性

公園施設の安全点検に係る指針（国土交通省）  
 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（国土交通省）  
 小金井市みどりの基本計画  
 小金井市公園等整備基本方針  
 小金井市立公園の設計及び維持管理基準

### 小金井市立公園等の樹木管理ガイドライン

関連計画等との整合性を図るポイントは以下のとおりとする。

計画名称	公園・緑地に関連して整合性を図るポイント
公園施設の安全点検に係る指針（案） （国土交通省・平成27年4月）	<p>&lt;位置付け&gt; 都市公園における安全・安心の確保を図るため、公園施設の状態を的確に把握し、適切な安全点検が行われるように考え方等をまとめたもの。</p> <p>（都市公園の価値と安全性） 安全性の確保と多様な公用の発揮を両立する必要がある。</p> <p>（公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方） 事故につながる危険性を予見する観点を持って安全点検を行う。</p>
都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省・平成29年3月）	<p>&lt;位置付け&gt; 都市公園の樹木の健全な育成を図りつつ、樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保するための基本的な考え方をまとめたもの。</p> <p>（基本的考え方） 樹木の点検・診断は、その結果行われる通常有すべき安全性の確保と、当該樹木の健全な育成や機能・効用の増進との両立を図る。</p>
生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引き（東京都・令和4年6月）	<p>&lt;位置付け&gt; 公園・緑地で、生物多様性に配慮した整備・管理や市民が身近に自然や生きものと親しめる場所とするための事例をまとめたもの。</p> <p>・各緑地区分の特徴と整備・管理の方向性</p>
小金井市みどりの基本計画（令和3年3月）	<p>&lt;位置付け&gt; みどりの保全及び緑化推進のため、中長期的な視点で、その将来像、目標及び取組をまとめたもの。</p> <p>（みどりの将来像） 住宅都市にふさわしい質の高いみどりがあふれるまちを目指すために、定期的に人の手を加え、適正に管理する必要がある。</p> <p>（都市公園等の整備及び管理の方針）</p> <p>・公園等の植栽については、安全確保のため、老木や倒木の危険のある樹木は植え替えなどによる新陳代謝を図る。</p> <p>・市域を東西、南北につなぐみどりの軸を形成するため、みどりの軸の周辺の公園等については、生物多様性の確保や生態系ネットワーク形成を考慮して、植栽管理を図る。</p>

計画名称	公園・緑地に関連して整合性を図るポイント
<p>小金井市公園等整備 基本方針(平成31年 3月)</p>	<p>&lt;位置付け&gt;小金井市に相応しい公園等のあり方をまとめたもの。 (基本理念) 小金井市民の住みよさ、定住につながる質の高い公園整備 (基本方針) 公園等の総量は維持しつつ、質の向上を図る</p>
<p>小金井市立公園の設 計及び維持管理基準 (令和3年3月)</p>	<p>&lt;位置付け&gt;公園等の適正な配置、整備及び維持管理について必要な事項 を定めたもの。 (市立公園の設計及び維持管理) 幼児・児童の遊び場という観点に留まら ず、高齢者及び障害者の利用にも十分に配慮した施設となるよう配慮する。</p>

## 小金井市立公園等及び小金井市環境楽習館の指定管理者の指定について

## 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
小金井市立公園	市内 2 2 2 か所
小金井市滄浪泉園緑地	小金井市貫井南町三丁目 2 番 2 8 号
小金井市環境楽習館	小金井市貫井南町三丁目 2 番 1 6 号

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社日比谷アメニス（会社概要は資料 8（参考資料 1）のとおり）  
所在地 東京都港区三田四丁目 7 番 2 7 号

## 3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

## 4 指定管理者の選定経過

## (1) 公募の公表

市報 4 月 1 日号及び市ホームページで募集要項の公表

## (2) 公募説明会の開催

令和 5 年 4 月 2 4 日（月）

## (3) 質問の受付

## ア 第 1 回

令和 5 年 4 月 1 3 日（木）から同月 2 8 日（金）まで

## イ 第 2 回

令和 5 年 5 月 2 6 日（金）から同年 6 月 2 日（金）まで

## (4) 質問の回答

## ア 第 1 回

令和 5 年 5 月 1 2 日（金）

## イ 第 2 回

令和 5 年 6 月 2 3 日（金）

(5) 応募書類の受付

ア 資格審査書類

令和5年4月13日（木）から同年5月19日（金）まで

イ 1次審査書類

令和5年5月26日（金）から同年6月30日（金）まで

(6) 応募団体数

2団体

(7) 指定管理者選定委員会

ア 1次審査 令和5年7月18日（火）2団体合格

イ 2次審査 令和5年7月26日（水）指定管理者候補者の選定

(8) 選定理由

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて選定を行った結果、株式会社日比谷アメニスが、総合評価において第1位となり、指定管理者候補者として最適と判断した。

なお、以下の点が優れている。

ア 東京都内及び全国で類似施設の指定管理業務を担っており、安定性、持続性の高さが見込まれる。

イ きめ細やかな巡回管理と管理システム活用による効率化により、公園の維持管理の向上が期待できる。

ウ 様々な提案事業を実施する中で、市民協働の推進が期待できる。

したがって、上記答申のとおり、株式会社日比谷アメニスを指定管理者候補者として決定した。

(9) 指定管理者選定委員会2次審査評価結果（指定管理者選定委員による評点結果）

資料8（参考資料2）のとおり

(10) 指定管理者の指定

令和5年9月25日に開催された小金井市議会において小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者について、株式会社日比谷アメニスを指定し、議決された。

## 株式会社日比谷アメニスの概要

1 設 立 昭和 4 6 年 1 0 月 1 日

2 設立目的

- (1) 造園土木、一般土木並びに建築工事
- (2) ゴルフ場建設及び各種競技場工事
- (3) 遊園器具及び体育器具設置工事
- (4) (1)から(3)までの工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売業務
- (5) 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営
- (6) 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営に関するコンサルタント
- (7) 生花、商品の企画、開発、販売及びコンサルタント
- (8) 各種イベントの企画、実施及びコンサルタント
- (9) 売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務
- (10) 広報、プロモーションに関する企画及びコンテンツ制作に関する業務
- (11) 不動産賃貸に関する事業
- (12) (1)から(11)までに附帯する一切の業務

3 資 本 金 3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

4 売 上 高 9 , 9 1 4 , 4 7 4 , 4 1 7 円 (令和 4 年 9 月 3 0 日現在)

5 従業員数 4 5 6 人 (令和 4 年 9 月 3 0 日現在)

6 主な事業実績

- (1) 東京都立夢の島公園・夢の島熱帯植物館 (東京都)
- (2) 海上公園 南部グループ (1 5 公園) (東京都)
- (3) 東京都立都市部の公園・東部グループ (7 公園) (東京都)
- (4) としまみどりの防災公園 : I K E ・ S U N P A R K (豊島区)
- (5) 麻布地区 港区立公園・児童遊園 (2 3 施設) (港区)
- (6) 芝地区 港区立公園・児童遊園 (1 8 施設) (港区)
- (7) 総合レクリエーション公園・新左近川親水公園 (江戸川区)
- (8) 北運動場外 (1 0 施設) (北区)
- (9) 浮間・赤羽西地区 北区公園等 (4 公園) (北区)
- (10) 滝野川地区 北区公園等 (3 公園) (北区)

- (11) 王子地区 北区公園等（5公園）（北区）
- (12) 新荒川大橋緑地等（6施設）（北区）
- (13) 東村山市立公園（169施設）（東村山市）
- (14) 日比谷花壇大船フラワーセンター（神奈川県）
- (15) 生田緑地（川崎市）
- (16) 峰山霊園・柴胡が原霊園（相模原市）
- (17) 長井海の手公園（ソレイユの丘）（横須賀市）
- (18) ピアラシティ交流センター・ピアラシティ中央公園（三郷市）
- (19) 国営ひたち海浜公園（国土交通省）
- (20) 市原市総合公園（上総更級公園）（市原市）
- (21) 千葉市都市緑化植物園（千葉市）
- (22) 桂川ウェルネスパーク（山梨県）
- (23) せんだい農業園芸センターみどりの杜（仙台市）
- (24) 名古屋市農業センター（名古屋市）
- (25) うめきた二期地区開発事業（独立行政法人都市再生機構）
- (26) 咲くやこの花館（大阪市）
- (27) 花とみどりの情報センター（吹田市）
- (28) 都市緑化センター（堺市）
- (29) 五月山緑地（池田市）
- (30) 都市計画公園等（130公園）（池田市）
- (31) 甲山森林公園（兵庫県）
- (32) 宝塚市立文化芸術センター（宝塚市）
- (33) 運動公園（4公園）（尼崎市）
- (34) 鳴尾浜臨海公園南地区（西宮市）
- (35) 天神中央公園（福岡県）



## 指定管理者選定委員会2次審査評価結果（指定管理者選定委員による評点結果）

No.	大項目	中項目	審査基準	総合点	指定管理候補者	
					第1位	第2位
					(株)日比谷 アメニス	A事業者
1	実施方針	事業コンセプト	施設の特性及び指定管理者に求める能力と役割を十分理解し、施設の賑わい、魅力、利便性の向上及び利用促進について、民間事業者のノウハウを最大限発揮した独自の工夫が示されているか。	20	17	14
2	実施方針	事業計画	本事業の目的を達成するため、事業全体スケジュール及び事業の進め方・工程管理は合理的でかつ具体的に設定されているか。	20	17	14
3	実施方針	実施体制	事業全体を効果的に統括管理し、常に改善を図りながら継続的に取り組むため、事業者内の役割、リスク及び責任の分担が明確であり、かつ連携体制が確立されているか。	20	17	13
4	実施方針	実施体制	税理士等の資格を持つ専門的な見地からの外部有識者等の意見を基に持続可能な管理運営であるか。	20	14	13
5	実施方針	実施体制	本事業を実施する上で必要な専門的な知識・技術力、経験を有している人材を適切に配置しているか。	60	48	45
6	実施方針	実施体制	市内の実績ある事業者及び市内の地理に精通している人材を積極的に活用することにより、効果的・効率的な体制を構築する具体的な計画が示されているか。	60	45	45
7	管理運営	危機管理対応	想定されるあらゆるリスクに対し、それぞれの予防措置対応が具体的かつ実効性のある計画が示されているか。	20	15	13
8	管理運営	コンプライアンス	個人情報の保護及び情報公開について、法令及び社会的に求められる責務を果たすために、具体的な配慮及び措置を講じ、自ら確認・評価・改善する計画となっているか。	20	15	12
9	管理運営	高齢者・障がい者の雇用機会促進	高齢者及び障害者の雇用に関する法令の趣旨を踏まえ、障がい者団体との現契約内容の継続、シルバー人材センターの積極的な活用及び高齢者や障がい者の雇用機会の拡大する計画とし、高齢者や障がい者を多数雇用する企業等からの物品やサービスの調達への配慮を盛り込んだ具体的な計画となっているか。	20	14	16
10	管理運営	環境負荷低減の取組	環境マネジメントの観点より、紙の使用量削減、エネルギー使用量の削減、廃棄物排出量の削減、グリーン購入の促進、環境負荷の少ない電力の調達等について具体的な検討がされているか。	20	17	14
11	管理運営	市民・利用者の対応	要望・苦情について、対応経過を記録簿に記録し、随時、市と情報共有できる仕組みを構築するとともに、主体的かつ誠意をもって対応し、利用者及び地域住民等の声を的確に把握することにより信頼関係を構築し、迅速、的確、丁寧に対応するため、事業者内での横の連携及び各事業者内部での連絡・相談体制が、確立されているか。	20	16	13
12	管理運営	市民協働の推進	関係団体からの相談対応及び定期的な協議、民間のノウハウを最大限発揮した独自かつ実現可能な方策が示されているか。	40	32	30
13	管理運営	利用者アンケートの実施	質の向上に向けた管理運営を図る上で、多様化するニーズを把握するための利用者等のアンケートについて、調査方法、調査項目、アンケート結果の反映手法が具体的に示されているか。	20	15	13
14	管理運営	子育て支援	共生社会の実現につながる場を確保するため、あらゆる子ども（障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子）や親同士が、だれでも参加できる遊びやあらゆる利用者に配慮した遊び場・菜園等の活用した具体的な取組が示されているか。	40	30	26

No.	大項目	中項目	審査基準	総合点	指定管理候補者	
					第1位	第2位
					㈱日比谷 アメニス	A事業者
15	管理運営	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別及び言語等に関わらず、多様な利用者が安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう、きめ細やかな配慮が十分検討された計画となっているか。	20	15	12
16	管理運営	自主事業	施設の機能や特性を踏まえ、新たな市民サービスの提供について、具体的かつサービスの向上が期待できる実効性のある独自の提案が示されているか。	40	36	26
17	管理運営	提案事業 (低未利用公園の活用)	地域住民等から積極的にアイデアを募集し、地域のニーズに即した利活用を図るため、募集方法、合意形成の手法、市との役割分担について、具体的な提案が示されているか。	40	30	30
18	管理運営	提案事業 (施設の一体利用)	滄泉園緑地の来園者を環境楽習館に誘導し、双方が持つ特性を生かした仕組みづくり、整備手法、整備内容について、積極的な提案が示されているか。	20	16	15
19	管理運営	提案事業 (広報の推進)	利用者の増加を図る上で施設の魅力を積極的に発信し、効果的に広報するとともに、「やさしい日本語」を活用し、高齢者、障がい者及び外国人を含む誰もが利用しやすいものとなるよう、民間のノウハウを最大限発揮した具体的な計画となっているか。	20	15	13
20	維持管理	安全対策	利用者が安全、快適に利用できるよう、日常的な対策について、専門的な知識や経験を生かした具体的な計画となっているか。	40	30	28
21	維持管理	適切な施設管理	施設の維持管理について、事後対応から予防的対応へ転換するために、中長期的な視点で計画を立て、日常的に施設の状態を把握し、迅速かつ適切な維持管理のための具体的な計画となっているか。	60	51	42
22	財政運営	経費の縮減	自主事業等による収益の確保を図り、安定的かつ妥当性のある収支計画とし、新たな市民サービスの提供に寄与する計画となっているか。	20	13	13
23	財政運営	経費の縮減	民間のノウハウ及び経験に基づく、創意工夫によるコスト削減について、具体的な計画となっているか。	20	14	13
24	市立公園	自主事業 (設置管理許可制度)	公園の更なる活用により、市民サービスの向上を図るため、公園施設の設置管理許可制度について、具体的な計画となっているか。	20	14	14
25	環境楽習館	にぎわいの創出	環境楽習館が地域で暮らす様々な人の日常的な居場所となり、何度も訪れたいくなるような現実的かつ具体的な提案となっているか。	40	32	28
26	環境楽習館	自主事業 (食にふれあう場)	実現可能な提案であるか。地場野菜等を活用する等、身近な農やエコにふれあう場を確保できる提案となっているか。	20	16	13
27	環境楽習館	自主事業 (イベントの実施)	環境楽習館の特長を活かし、環境に関する学習や体験を通じて市民が環境に配慮した行動の実践につながる提案となっているか。	20	16	14
28	環境楽習館	提案事業 (環境啓発事業)	子どもから大人までの市民に対して、環境意識を醸成する環境啓発事業の提案となっているか。	20	17	14
合計				800	627	556

※ 評価結果は、4人の委員が200点満点で採点し、合計800点満点で審査した。

## 子どもの遊び場等整備事業概要

## 1 目的

市立公園において、インクルーシブデザインに配慮した遊び場及び菜園等の整備に当たり、ワークショップ等を通じて得られた子どもの意見を基に、あらゆる子ども及び保護者同士が誰でも参加できる遊び場等とすることにより、子ども及び保護者同士の相互理解の促進を図り、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 実施方法

東京都において新たに創設された「子供の遊び場等整備事業補助金」を活用し、事業を実施する。

## 3 事業概要

## (1) 令和 5 年度

- ア 公園の課題等収集に係る子どもワークショップの開催
- イ ワorkshopの記録動画を活用したWEBアンケート調査
- ウ 先行事例の視察及び視察先でのヒアリングの実施

## (2) 令和 6 年度

- ア 子どもワークショップの開催
- イ インクルーシブデザインに配慮した遊具の設置検討
- ウ 菜園及び子どもの居場所空間の検討及び整備

## (3) 令和 7 年度

- インクルーシブデザインに配慮した遊び場の整備

## 4 対象公園・整備内容

## (1) 梶野公園

- ア 菜園及び子どもの居場所空間（令和 6 年度）
- イ インクルーシブデザインに配慮した遊び場（令和 7 年度）

## (2) 三楽公園

- インクルーシブデザインに配慮した遊び場（令和 7 年度）

## 5 対象公園の選定理由

市立公園の指定管理者制度導入に当たり、環境美化サポーター及び自治会と意見交換する中で、市立公園の将来ビジョンとして掲げる「個人の特性や背景などの違いに関わらず、共に遊ぶことができるインクルーシブな

遊び場づくり」について、梶野公園サポーター会議及び弁天通り自治会が積極的に協力を意見表明があったことや、児童館での子どもワークショップにおいて、遊具の充実についての子どもの意見を踏まえ、整備後の事業協力、周辺環境及び整備空間が確保できる2公園を選定した。

## 6 事業日程（案）

令和5年度				令和6年度			
4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
	業者選定等	子どもワークショップ・WEB等を活用した意見聴取					
		先行事例の視察・ヒアリング					
		梶野公園サポーター会議・自治会ヒアリング					
				遊具試験設置			
				インクルーシブ遊具・菜園等の設計書作成			
						菜園・子どもの居場所空間の整備	

令和7年度			
4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
業者選定等	インクルーシブ遊具等の整備		

## 7 予算額

### (1) 歳入（子供の遊び場等整備事業補助金）

- ア 令和5年度 11,348千円
- イ 令和6年度 36,896千円
- ウ 令和7年度 80,509千円

### (2) 歳出

- ア 子どもの遊び場等整備事業支援委託料
  - 令和5年度 11,348千円
  - 令和6年度 36,896千円
- イ インクルーシブデザインに配慮した遊び場の整備工事費
  - 令和7年度 80,509千円